

へきなん障害者ハーモニープラン

第3期碧南市障害者計画（令和3年度～令和8年度）

第6期碧南市障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）

第2期碧南市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

～互いに尊重し だれもが支えあうまち へきなん～



令和3年3月
碧南市

はじめに

碧南市では、[障害者計画]と[障害福祉計画]を一体化した[へきなん障害者ハーモニープラン]を平成24年に策定して以降、平成30年には[障害福祉計画]を見直すとともに[障害児福祉計画]を一体化させて改訂し、“ひとが人間(ひと)としてあたりまえに暮らせる市民協働による地域で育む自立支援社会づくり”の構築に向けて、すべての障害のある人の地域での自立と社会参加の実現をめざして、障害福祉施策を展開してまいりました。



近年、障害の重度化と高齢化が進み、福祉ニーズがますます複雑・多様化しており、また、感染症への対策という新たな課題にも直面しています。このなかで、すべての人が障害の有無に関わらず、相互に個性や人格を尊重し合い、必要な支援を受けながら、様々な社会参加が可能となる共生社会の実現が求められており、当事者の視点に立ち、行政や専門機関が連携し、様々な障害福祉施策を総合的に推進していくことが必要となってきています。

このため、国の動向をはじめ、碧南市の障害者福祉を取り巻く現状や課題、これまでの取り組みの成果を踏まえ必要な見直しを行い、“互いに尊重し だれもが支えあうまち へきなん”を基本理念として[へきなん障害者ハーモニープラン(第3期碧南市障害者計画・第6期碧南市障害福祉計画・第2期碧南市障害児福祉計画)]を策定いたしました。

“基本的人権の享有と個人としての尊重”、“共生社会の実現”、“差別の禁止”の3つを本計画の基本的原則に掲げ、障害福祉の推進に引き続き努めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、熱心にご協議を賜りました碧南市地域自立支援協議会の皆様をはじめ、ヒアリング調査にご協力いただきました関係団体等の皆様、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

碧南市長 補 宜田政信

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国の動向.....	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	5
第2章 障害者を取り巻く現状.....	6
1 碧南市全体の状況.....	6
2 障害者の状況	7
3 療育・就学等の状況.....	13
4 前回計画の目標の達成状況	15
5 障害福祉サービス等の提供状況	18
6 アンケート調査結果.....	26
7 ヒアリング調査結果.....	32
8 前回計画の評価	37
第3章 基本的な視点	40
1 基本理念	40
2 基本的原則	41
3 基本目標	42
4 施策体系	43
第4章 施策の展開	44
1 生活支援	44
2 保育・教育	47
3 保健・医療	50
4 文化・芸術、スポーツ.....	52
5 雇用・就労	54
6 生活環境.....	56
7 防災・防犯.....	58
8 障害理解、権利擁護.....	60

第5章 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画	62
1 国の基本指針	62
2 障害福祉計画の成果目標	64
3 障害児福祉計画の成果目標	69
4 障害福祉サービスの見込量と方針	70
5 障害児通所支援事業等の見込量と方針	80
6 地域生活支援事業・補装具の見込量と方針	84
第6章 計画の推進体制	93
1 計画の推進体制	93
2 計画の進捗管理	93
資料編	94
1 令和2年度碧南市地域自立支援協議会 委員名簿	94
2 碧南市地域自立支援協議会設置規程	95
3 へきなん障害者ハーモニープラン策定の経緯	96
4 用語解説	97

※グラフ等の割合は、少数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない部分があります。

※*がついている用語は、巻末にて解説を記載しています。

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

碧南市（以下、「本市」という。）では、平成 24 年に〔障害者計画〕と〔障害福祉計画〕を一体とした〔へきなん障害者ハーモニープラン〕を策定し、“ひとが人間（ひと）としてあたりまえに暮らせる市民協働による地域で育む自立支援社会づくり”を基本理念に掲げ、障害福祉施策を展開してきました。また、障害福祉サービス等の目標や見込量を設定するため、平成 27 年には〔障害福祉計画〕の見直し、平成 30 年には〔障害福祉計画〕の見直し及び〔障害児福祉計画〕の策定を行い、支援を必要とする人への適切なサービスの提供を図ってきました。

この間国では、平成 18 年に国連総会で採択された〔障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）〕の批准に向け、〔障害者基本法〕の一部改正や、〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）〕、〔障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）〕の制定などを進めてきました。こうした国内法等の整備を経て、平成 26 年に国は〔障害者権利条約〕を批准し、効力が発生することとなりました。その後も、平成 28 年に〔障害者総合支援法〕及び〔児童福祉法〕の一部改正、平成 30 年に〔障害者権利条約〕批准後では初となる〔障害者基本計画（第 4 次）〕の策定、〔障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）〕制定等が進められ、障害者が安心して、生きがいを持って暮らすための環境が整えられてきています。

一方で近年は、少子高齢化、核家族化の進行や地域社会の変容が進んでおり、福祉ニーズの多様化・複雑化や、福祉分野の担い手の不足、持続可能な開発目標（SDGs*）などを踏まえた地域共生社会の実現などについても、障害福祉分野で取り組んでいくことが求められています。

このたび、〔へきなん障害者ハーモニープラン〕が計画期間の満了を迎えることから、以上のような社会状況や、本市の障害者を取り巻く状況を踏まえ、〔障害者計画〕〔障害福祉計画〕〔障害児福祉計画〕を一体とした〔へきなん障害者ハーモニープラン〕を策定します。

2 国の動向

- 近年の国の障害福祉に関する動きは、[障害者権利条約] への批准を目指し進められてきました。平成26年の条約批准後も、様々な法整備や障害福祉施策が進められています。また、平成30年3月、[障害者権利条約] 批准後初めての基本計画となる[障害者基本計画(第4次)] が策定され、共生社会の実現に向けた施策の推進が図られています。
- 国際的な動向としては、平成27年に国連で採択された[持続可能な開発目標(SDGs*)]においても、不平等の解消や均等な雇用機会の提供が示されており、障害福祉分野でも、差別解消のための取り組みの強力な推進が求められています。

■障害福祉に関する近年の動き

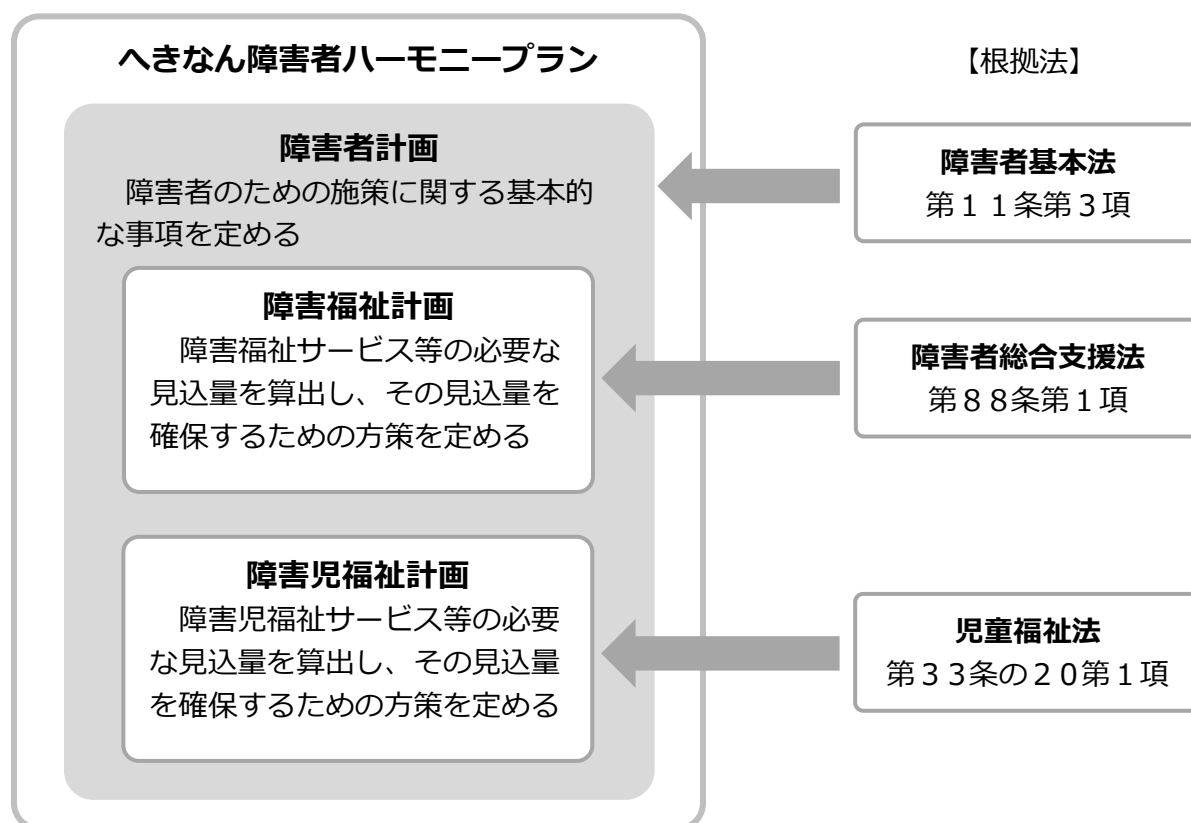
年	法律等	内容等
平成18年	障害者自立支援法の施行	障害のサービスの一元化や障害程度区分の導入
	国連で障害者権利条約の採択	障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした人権条約
平成19年	障害者基本法の改正	市町村障害者計画の策定が義務化
平成23年	障害者基本法の改正	目的規定や障害者の定義の見直し等
平成24年	障害者虐待防止法の施行	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、早期発見の努力義務を規定
平成25年	障害者総合支援法の施行	[障害者自立支援法] を[障害者総合支援法] とし、障害者の範囲の見直し、障害支援区分の創設等を規定
平成26年	障害者権利条約への批准	障害者権利条約の批准書を国際連合事務総長に寄託
平成28年	障害者差別解消法の施行	障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮提供の促進を位置づけ
	障害者雇用促進法の改正	雇用の分野における、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	成年後見制度の利用促進、利用に関する体制整備、成年後見制度利用促進基本計画の策定
平成30年	障害者基本計画(第4次)の策定	当事者本位の総合的・分野横断的な支援、複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援等の位置づけ
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者の地域生活の支援や障害児支援へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
	障害者文化芸術推進法の施行	文化芸術鑑賞機会の提供や交流の促進等を位置づけ
令和元年	障害者雇用促進法の改正	障害者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体の障害者の雇用状況の把握等

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

- **【障害者計画】** は、障害者基本法第11条第3項に基づく〔市町村障害者計画〕です。障害者のための施策に関する基本的な事項を定めます。
- **【障害福祉計画】** は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく〔市町村障害福祉計画〕です。障害福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。
- **【障害児福祉計画】** は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく〔市町村障害児福祉計画〕です。障害児福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。
- **【へきなん障害者ハーモニープラン（以下、「本計画」という。）】** は、上記の3つの計画を一体的に策定するものです。

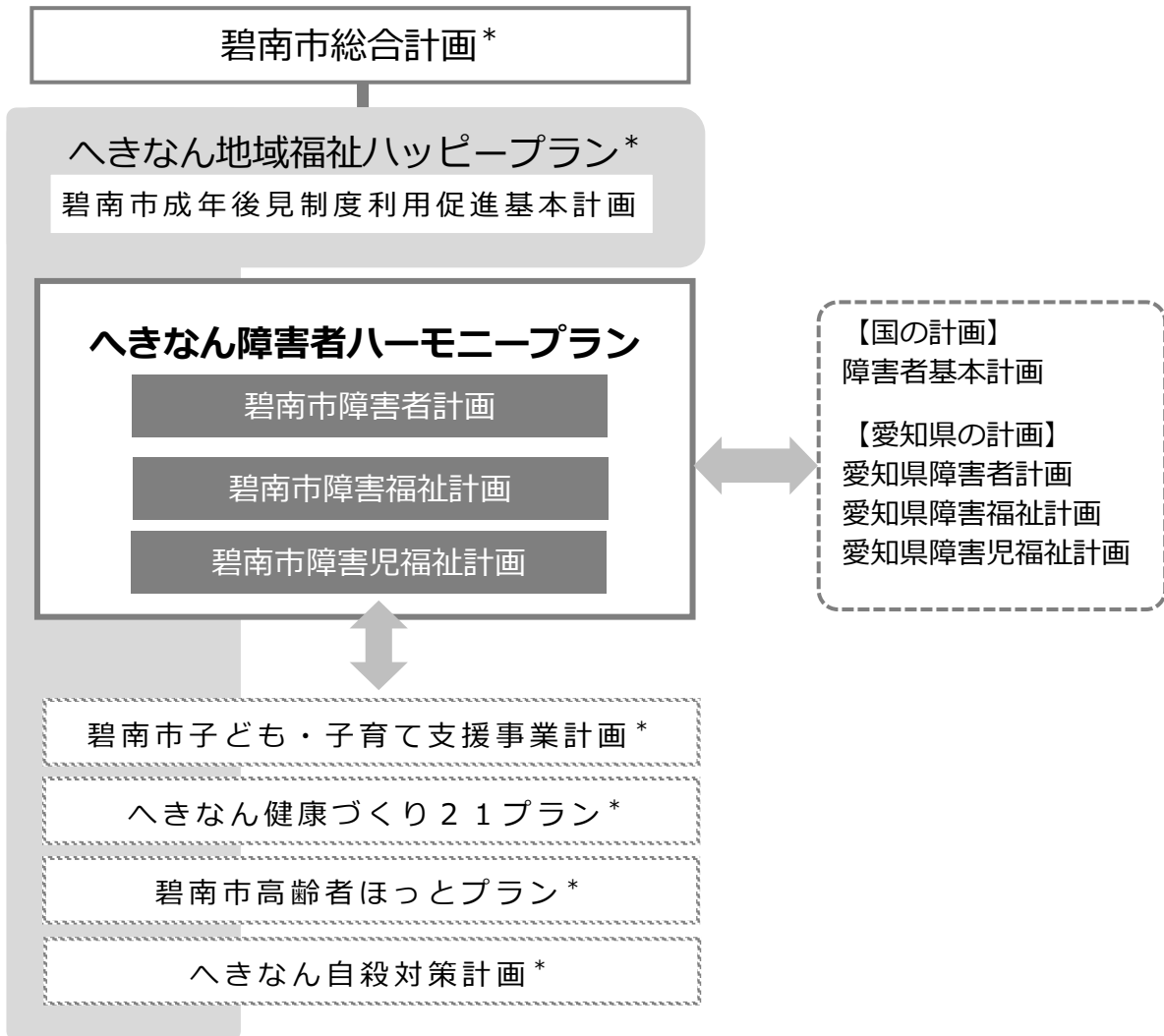
■障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の関係



(2) 他の計画との関係性

- [へきなん障害者ハーモニープラン] は、上位計画である [碧南市総合計画*] や [へきなん地域福祉ハッピープラン* (碧南市地域福祉計画)] をはじめ、市の関連計画との整合を図ります。
- また、国の [障害者基本計画] 並びに愛知県の [愛知県障害者計画]、[愛知県障害福祉計画] 及び [愛知県障害児福祉計画] とも整合を図ります。

■本計画と他の計画の関係性



4 計画の期間

本計画は、[碧南市障害者計画] の計画期間を6年、[碧南市障害福祉計画] [碧南市障害児福祉計画] の計画期間を3年とします。

■計画期間

(年度)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
碧南市 障害者計画	第3期										
碧南市 障害福祉計画	第6期										
碧南市 障害児福祉計画	第2期										
碧南市総合計画*	第6次										
へきなん地域福祉 ハッピープラン*	第3次										

第2章

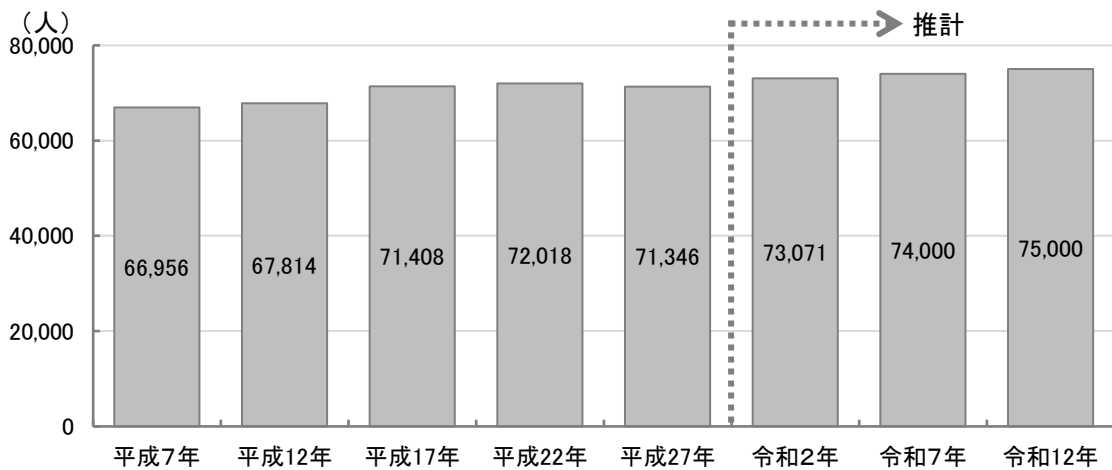
障害者を取り巻く現状

1 碧南市全体の状況

本市の総人口は、平成22年までは増加していましたが、平成27年では減少に転じています。今後は、若者や外国人などを中心に増加していることを踏まえ、総人口の増加を見込んでいます。

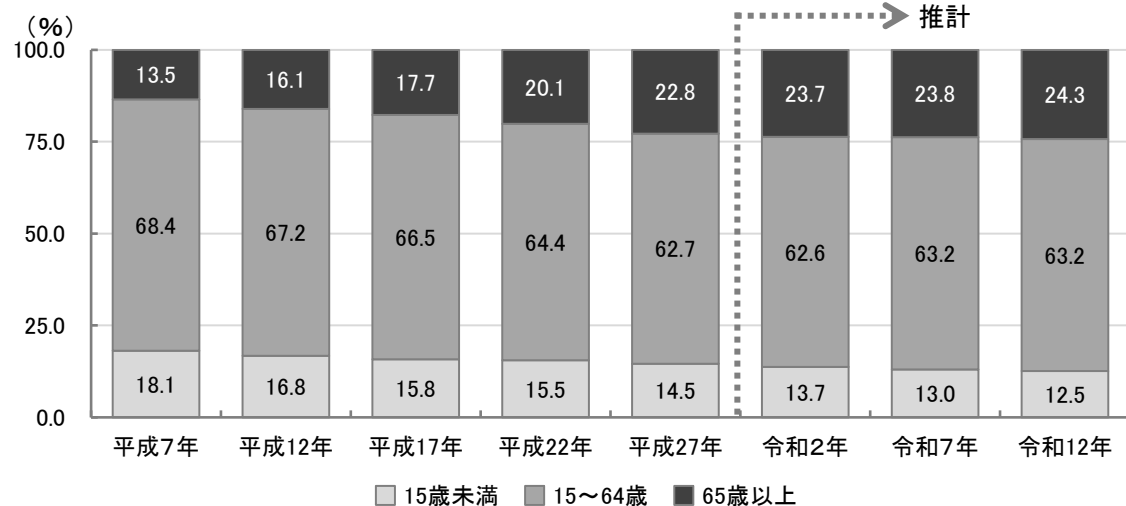
年齢3区分別人口割合をみると、15歳未満の人口割合が減少、65歳以上の人口割合が増加しており、今後も少子高齢化が進行していくことが見込まれます。

■総人口の推移と推計



資料：(平成27年まで) 国勢調査、(令和2年以降) 経営企画課

■年齢3区分別人口割合の推移と推計



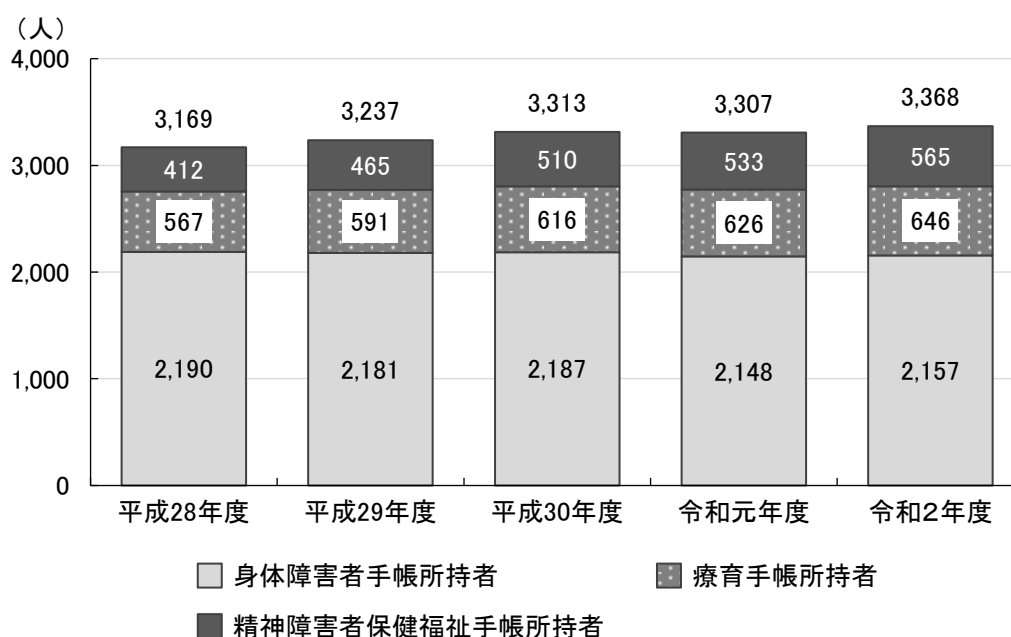
資料：(平成27年まで) 国勢調査、(令和2年以降) 経営企画課

2 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、令和2年度で身体障害者手帳所持者数は2,157人、療育手帳所持者数は646人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は565人となっています。平成28年度から令和2年度の推移をみると、全体では増加しています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者数はおおむね横ばい傾向、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



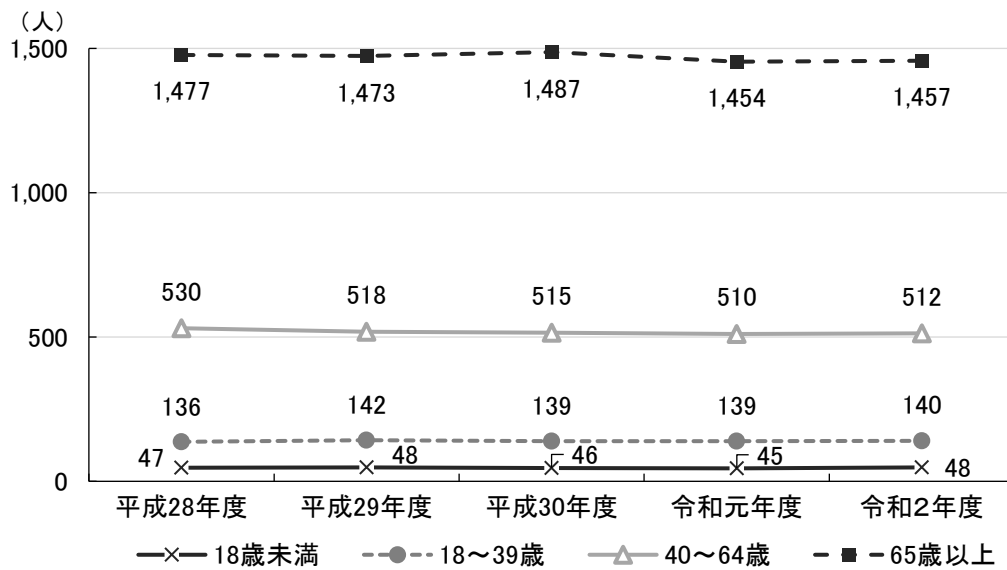
資料：福祉課（各年度4月1日）

(2) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、年齢別では65歳以上が最も多く、次いで40～64歳となっています。平成28年度から令和2年度の推移をみると、65歳以上、40～64歳では減少傾向となっています。

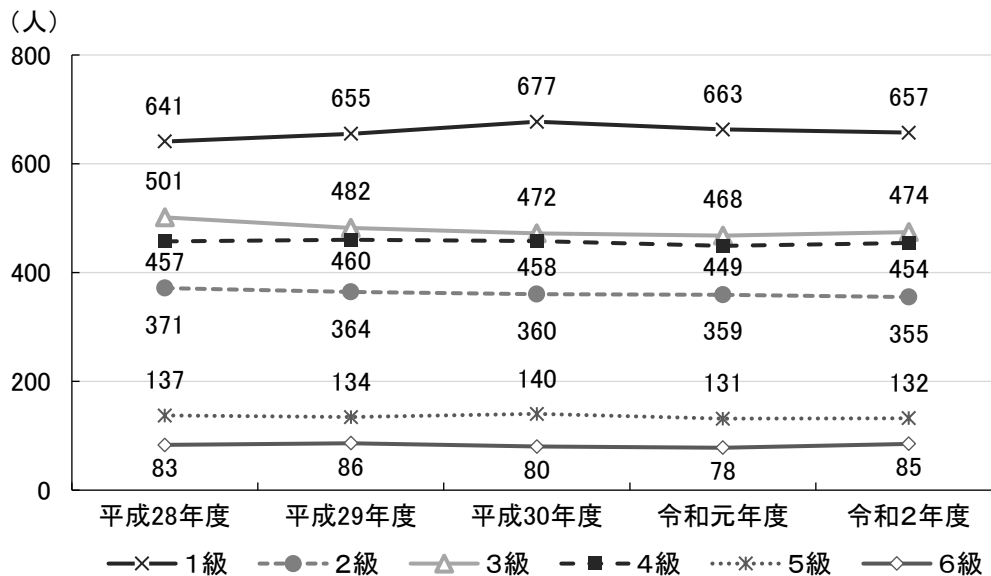
等級別では、最重度である1級が最も多く、次いで3級、4級となっています。平成28年度から令和2年度の推移をみると、1級で増加傾向、2級、3級で減少傾向となっています。

■年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度4月1日）

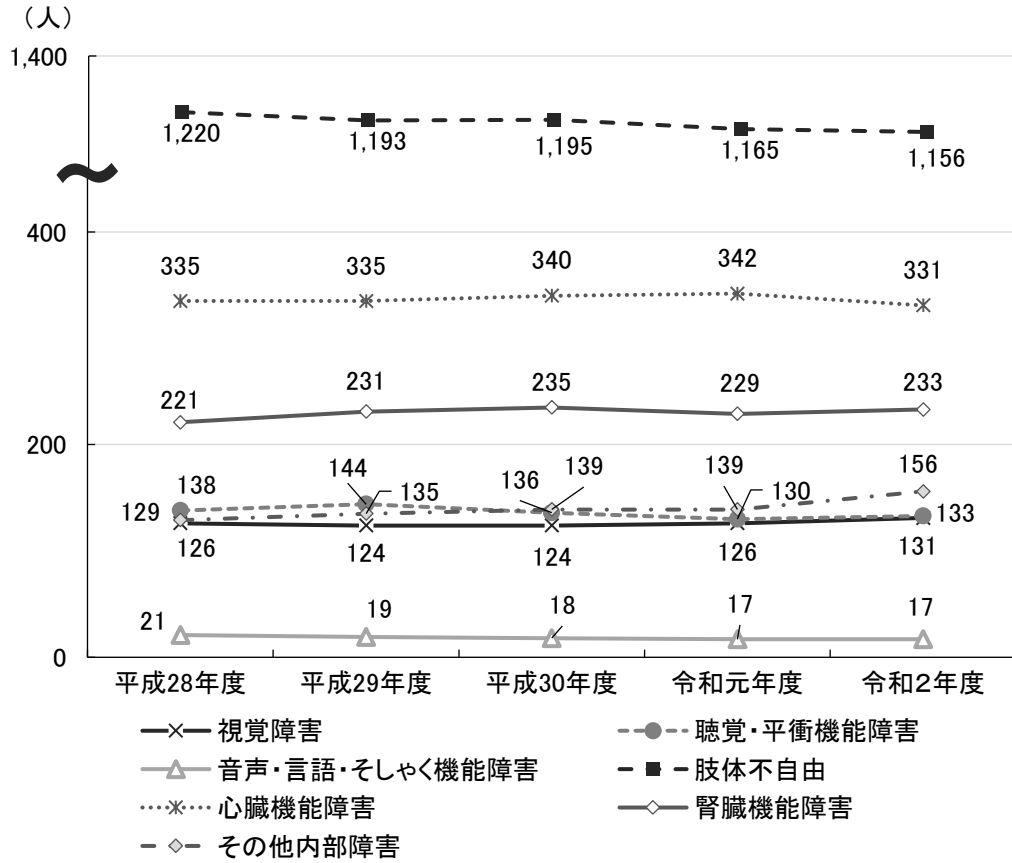
■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度4月1日）

障害種別では、肢体不自由が最も多く、次いで心臓機能障害、腎臓機能障害となっています。平成28年度から令和2年度の推移をみると、その他内部障害で増加傾向、肢体不自由で減少傾向となっています。

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移



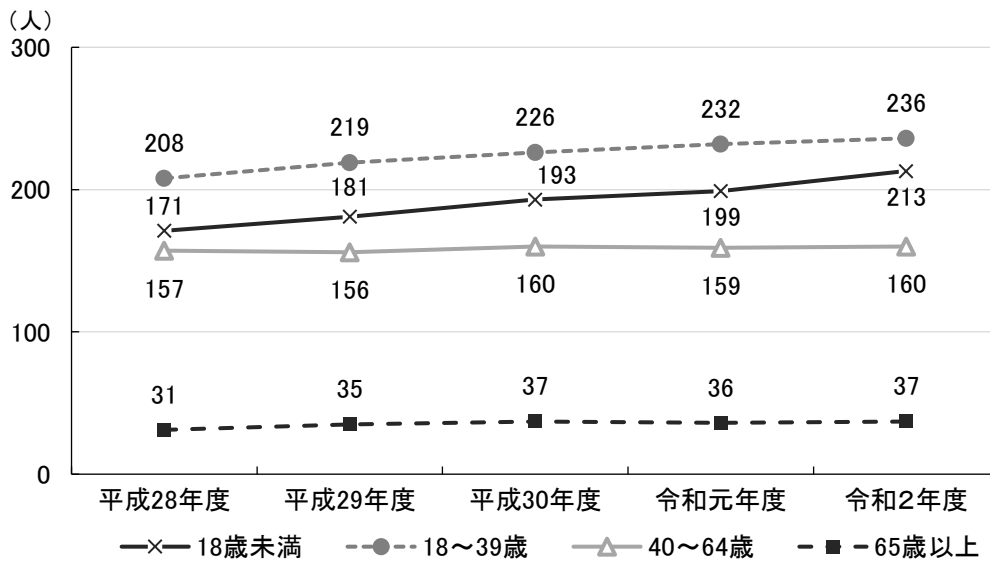
資料：福祉課（各年度4月1日）

(3) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、年齢別では18～39歳が最も多く、次いで18歳未満となっています。平成28年度から令和2年度の推移をみると、いずれの年齢層でも増加していますが、特に18歳未満、18～39歳で大きく増加しています。

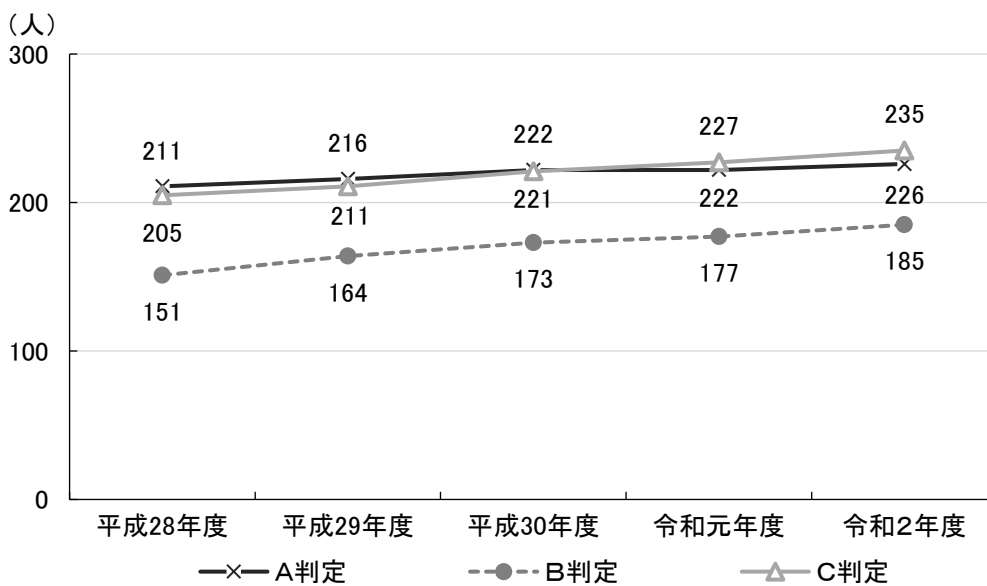
等級別では、重度であるA判定と軽度であるC判定が多くなっています。平成28年度から令和2年度の推移をみると、いずれの等級でも増加していますが、特にB判定、C判定で大きく増加しています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度4月1日）

■等級別療育手帳所持者数の推移



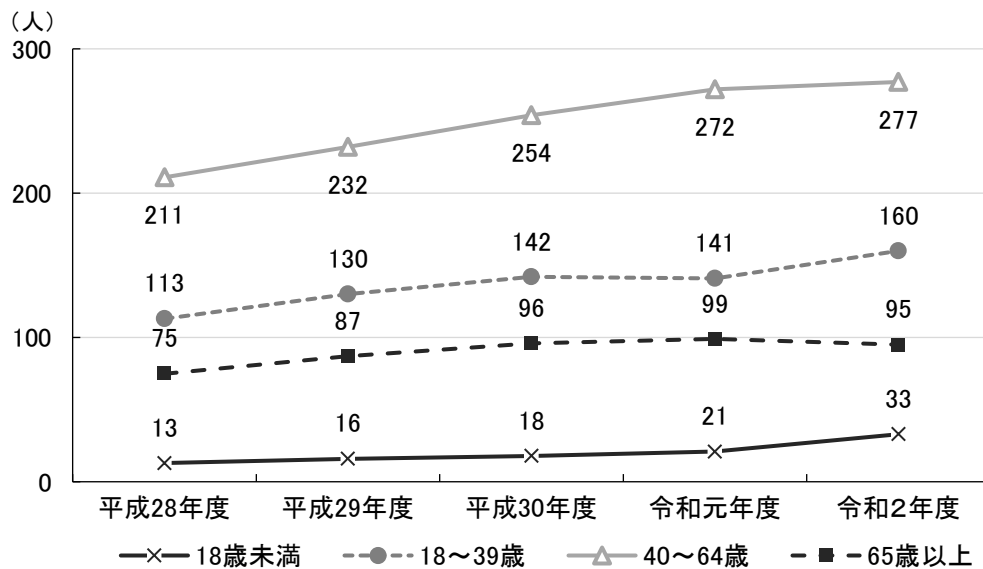
資料：福祉課（各年度4月1日）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年齢別では40～64歳が最も多く、次いで18～39歳となっています。平成28年度から令和2年度の推移をみると、いずれの年齢層でも増加していますが、特に40～64歳、18～39歳で大きく増加しています。

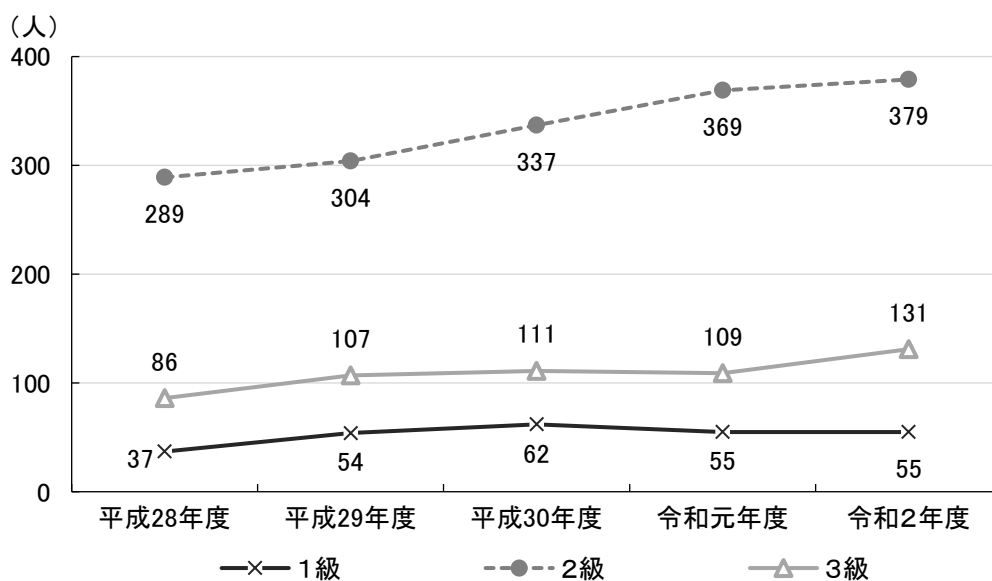
等級別では、2級が最も多く、次いで3級となっています。平成28年度から令和2年度の推移をみると、いずれの等級でも増加していますが、特に2級で大きく増加しています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度4月1日）

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

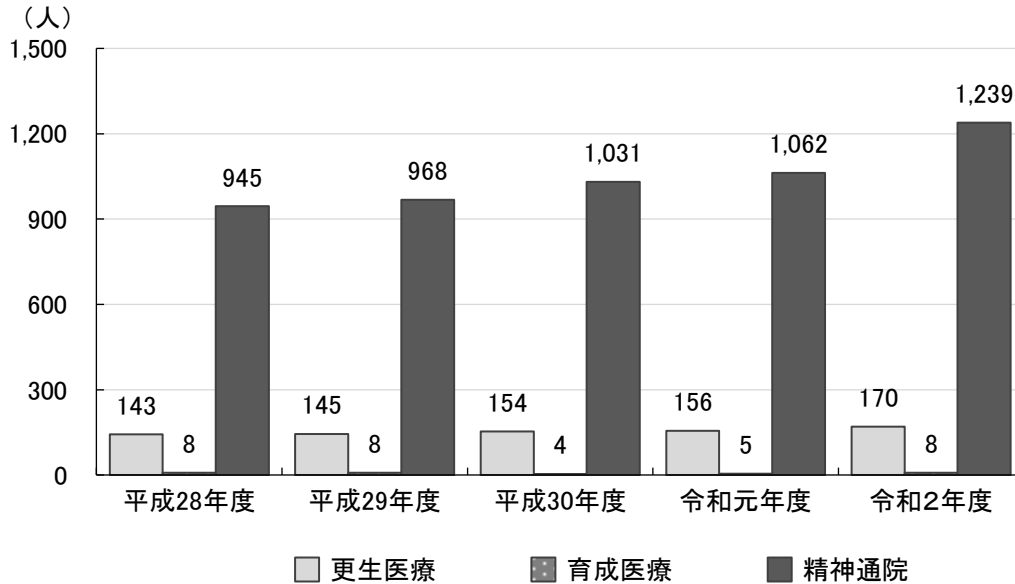


資料：福祉課（各年度4月1日）

(5) 自立支援医療利用者数

自立支援医療利用者数は、精神通院では増加傾向となっています。更生医療は140～170人台、育成医療は10人以下で推移しています。

■自立支援医療利用者数の推移

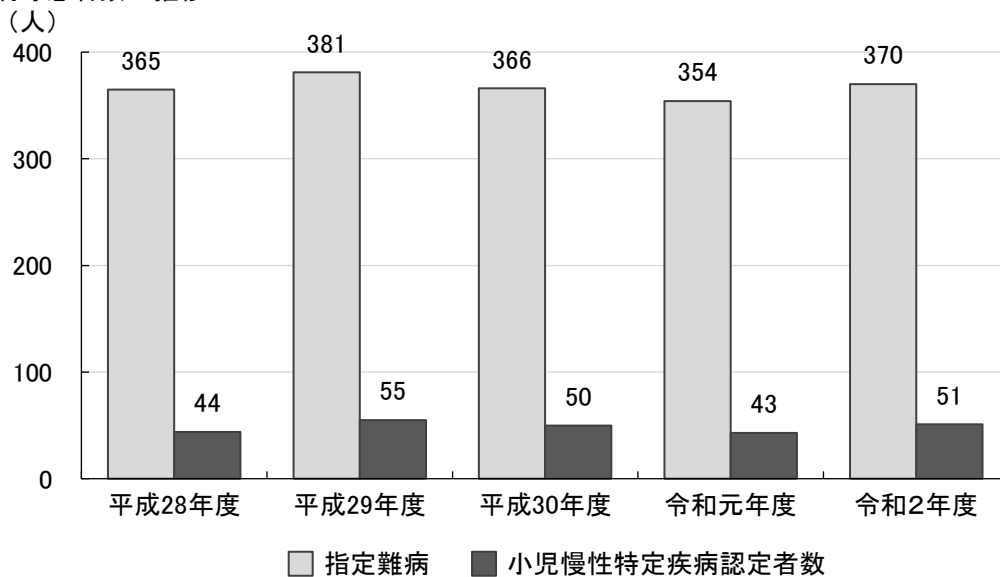


(6) 難病等患者数

指定難病等患者数は、難病法施行に伴う特定医療費支給の経過措置期間が平成29年12月末に終了し平成30年度で減少していますが、その後は年度によって数値が増減しています。

小児慢性特定疾病認定者数は、年度によって数値が増減しています。

■難病等患者数の推移



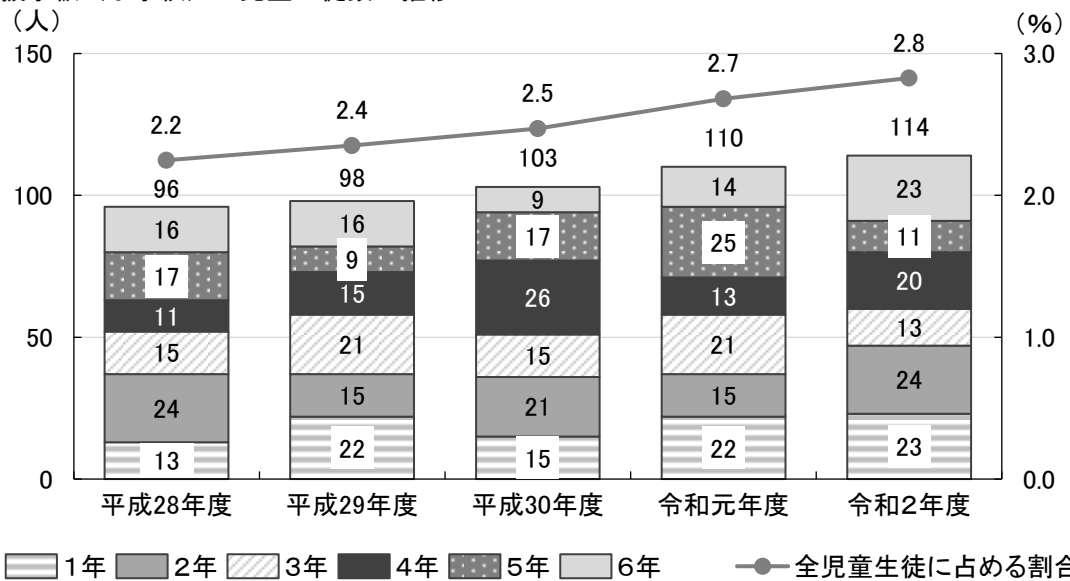
3 療育・就学等の状況

(1) 特別支援学級

特別支援学級（小学校）の児童生徒数は、年々増加しており、全児童生徒に占める割合も増加しています。

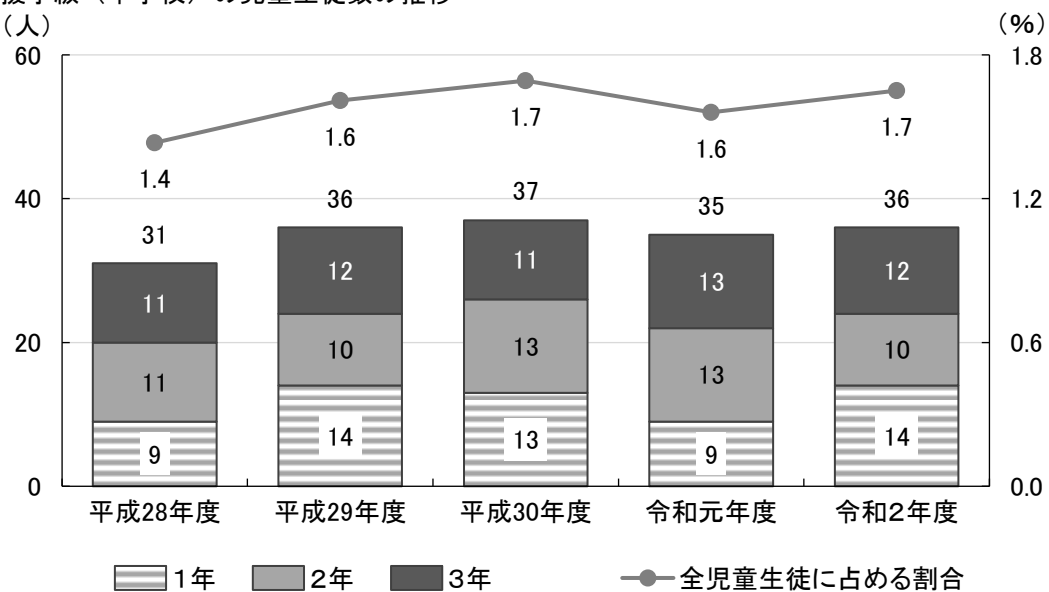
特別支援学級（中学校）の児童生徒数は、年度によって数値が増減しています。全児童生徒に占める割合も数値が増減していますが、平成28年度から令和2年度の推移で見ると、増加傾向となっています。

■特別支援学級（小学校）の児童生徒数の推移
(人)



資料：教育委員会（各年度末、令和2年度は6月末）

■特別支援学級（中学校）の児童生徒数の推移
(人)



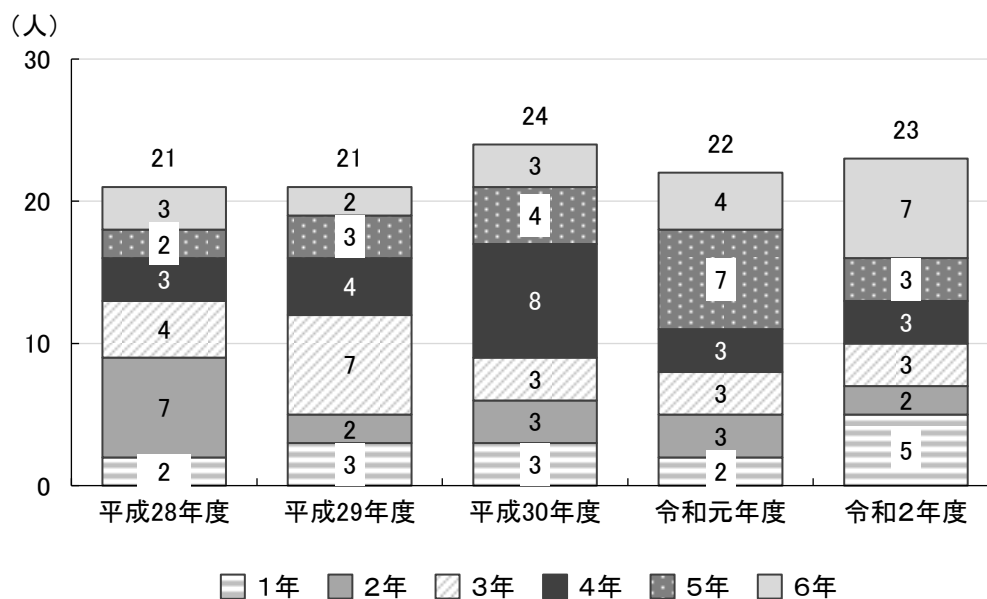
資料：教育委員会（各年度末、令和2年度は6月末）

(2) 特別支援学校

特別支援学校（小学部）の児童生徒数は、年度によって数値が増減しており、20～25人程度で推移しています。

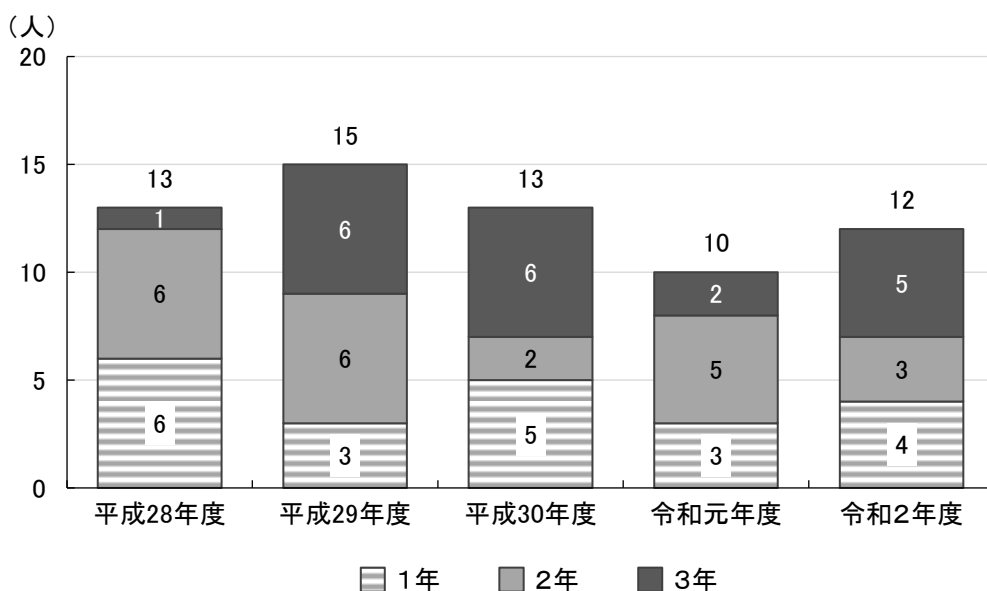
特別支援学校（中学部）の児童生徒数は、年度によって数値が増減しており、10～15人程度で推移しています。

■特別支援学校（小学部）の児童生徒数の推移



資料：教育委員会（各年度末、令和2年度は6月末）

■特別支援学校（中学部）の児童生徒数の推移



資料：教育委員会（各年度末、令和2年度は6月末）

4 前回計画の目標の達成状況

【第5期障害福祉計画】

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末の福祉施設の入所者数36人を基準に、令和2年度に施設入所者数を34人、施設入所者数を2人削減、施設入所から地域生活へ移行する人数を4人とすることを目標として設定していました。令和元年度時点では、施設入所者数33人、施設入所者の削減数3人、施設入所から地域生活へ移行する人数1人となっており、施設入所者の削減数は目標を達成しています。

項目	数値	現状値（令和元年度）
平成28年度末の施設入所者数	36人	
施設入所者	【目標】 34人	33人
施設入所者の削減数	【目標】 2人	3人
施設入所から地域生活へ移行する人数	【目標】 4人	1人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について、令和2年度末までに市単独で設置することを目標として設定していました。令和元年度では、地域生活支援部会をこの協議の場に位置づけ、市で単独設置済みとなっており目標を達成しています。

地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量について、令和2年度までに長期入院患者の地域生活への移行者数を65歳以上で6人、65歳未満で7人とすることを目標として設定していました。令和元年度では、65歳以上で0人、65歳未満で1人となっており、目標は達成できていません。

項目	目標	現状値（令和元年度）
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	市で単独設置	市で単独設置済
地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（長期入院患者の地域生活への移行者数）	65歳以上：6人 65歳未満：7人	65歳以上：0人 65歳未満：1人

(3) 地域生活支援拠点等*の整備

令和2年度末までに、市単独で地域生活支援拠点等*を整備することを目標として設定して
いました。令和元年度では市で単独設置済みとなっており、目標を達成しています。

項目	目標	現状値(令和元年度)
地域生活支援拠点等*	市で単独整備 (近隣市との圏域で共同設置も検討)	市で単独整備済

(4) 福祉施設から一般就労への移行など

一般就労への移行者数について、平成28年度の8人を基準に、令和元年度に10人とす
ることを目標として設定してしていました。令和元年度では5人となっており、目標は達成でき
ていません。

就労移行支援事業利用者数について、平成28年度の17人を基準に、令和元年度に19
人とすることを目標として設定してしていました。令和元年度では20人となっており、目標を
達成しています。

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合について、令和元年度に25%とす
ることを目標として設定してしていました。令和元年度では100%となっており、目標を達成して
います。

就労定着支援事業による1年後の職場定着率について、令和元年度に40%とす
ることを目標として設定してしていました。令和元年度では83.3%となっており、目標を達成してい
ます。

項目	数値	平成28年度	令和元年度
福祉施設から一般就労への移行者	目標値		10人
	実績値	8人	5人
就労移行支援事業利用者数	目標値		19人
	実績値	17人	20人
就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所の割合	目標値		25%
	実績値		100%
就労定着支援事業による 1年後の職場定着率	目標値		40%
	実績値		83.3%

【第1期障害児福祉計画】

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター*の設置について、令和2年度までに市で1か所設置することを目標として設定していましたが、令和元年度では設置されていません。

保育所等訪問支援について、令和2年度末までに市内で利用できる体制を構築することを目標として設定していましたが、令和元年度では構築済みとなっており、目標を達成しています。

重症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、令和2年度までに圏域または市内で確保することを目標として設定していましたが、令和元年度では、圏域にて確保済みとなっており、目標を達成しています。

医療的ケア*児支援のための関係機関の協議の場の設置について、平成30年度末までに圏域または市で設置することを目標として設定していましたが、令和元年度では、こども部会をこの協議の場に位置づけ、市で設置済みとなっており、目標を達成しています。

項目	目標	現状値（令和元年度）
児童発達支援センター*の設置	市で1か所設置	設置なし
保育所等訪問支援の充実	市内で構築	市内で構築済
重症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域または市内で確保	圏域にて確保済
医療的ケア*児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域または市で設置	市で設置済

5 障害福祉サービス等の提供状況

※令和2年度については、7月時点の状況に基づき記載しています。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者等が在宅でより生活しやすくするためのサービスです。

利用者数は、居宅介護、同行援護でほぼ見込み通りとなっています。行動援護、重度障害者等包括支援については利用実績がありませんでした。

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
居宅介護	人	88	89	90	90	92	99
	時間	2,288	2,103	2,340	2,232	2,392	2,462
重度訪問介護	人	1	1	1	0	1	0
	時間	388	271	388	0	388	0
同行援護	人	7	8	7	8	7	6
	時間	42	49	42	43	42	32
行動援護	人	1	0	1	0	2	0
	時間	6	0	6	0	12	0
重度障害者等 包括支援	人	1	0	1	0	1	0
	時間	388	0	388	0	388	0

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害者等の昼間の活動を支援するサービスです。

利用者数は、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護で見込量を上回っています。利用延べ日数のみでは、短期入所（医療型）で見込量を上回っています。自立訓練（機能訓練）については利用実績がありませんでした。

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
生活介護	人	178	175	181	184	184	170
	日	3,560	3,347	3,620	3,370	3,680	3,416
自立訓練 (機能訓練)	人	1	0	1	0	1	0
	日	20	0	20	0	20	0
自立訓練 (生活訓練)	人	5	3	5	1	5	2
	日	235	62	235	58	235	55
就労移行支援	人	18	11	20	13	22	17
	日	324	200	360	231	396	295
就労継続支援 (A型)	人	51	44	57	45	63	44
	日	969	841	1,083	880	1,197	867
就労継続支援 (B型)	人	88	97	97	108	106	113
	日	1,408	1,582	1,552	1,809	1,696	1,993
就労定着支援	人	1	3	3	7	5	8
療養介護	人	10	10	10	10	10	11
	日	297	301	297	302	297	328
短期入所 (福祉型)	人	68	63	70	63	72	28
	日	136	193	140	191	144	107
短期入所 (医療型)	人	1	1	1	1	2	1
	日	2	8	2	9	4	7

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設で住まいの場を提供するサービスです。

利用延べ日数は、共同生活援助で見込量を上回っています。自立生活援助については利用実績がありませんでした。

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
自立生活援助	人	1	0	1	0	2	0
共同生活援助	人	40	41	43	43	46	45
	日	1,080	1,135	1,161	1,214	1,242	1,274
施設入所支援	人	36	34	35	35	34	33
	日	1,044	1,022	1,015	1,032	986	992

(4) 相談支援

相談支援のサービスは、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。

利用者数は、計画相談支援で見込量を下回っています。地域定着支援については利用実績がありませんでした。

(単位：1月あたりの利用者数)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
計画相談支援	人	56	53	64	53	72	56
地域移行支援	人	1	1	1	1	2	0
地域定着支援	人	1	0	1	0	2	0

(5) 障害児通所支援事業

障害児通所支援事業は、障害児が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、年齢や障害特性に応じた専門的な支援を提供するサービスです。

利用者数は、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援で見込量を上回っています。医療型児童発達支援については利用実績がありませんでした。

(単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数、配置数)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
児童発達支援	人	43	77	51	61	59	69
	日	215	320	255	369	295	365
医療型 児童発達支援	人	1	0	1	0	1	0
	日	1	0	1	0	1	0
放課後等 デイサービス	人	136	158	157	156	178	151
	日	1,088	1,065	1,256	1,199	1,424	1,207
保育所等 訪問支援	人	52	56	57	73	60	83
	日	52	56	57	73	60	83
居宅訪問型 児童発達支援	人	1	0	1	2	2	2
	日	5	0	5	9	10	9
障害児相談 支援	人	15	29	17	27	19	27
医療的ケア*児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター の配置	人	1	2	1	2	1	2

(6) 子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業では、障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れの体制整備を行います。

利用者数は、保育所で見込量を上回っています。

(単位：1年あたりの利用者数)

区分※1		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
保育所※2	人	94	99	94	115	94	123
幼稚園	人	63	62	63	59	63	62
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	83	69	83	94	83	63
にじの学園	人	24	26	24	24	24	12

※1 にじの学園以外は、加配対象の利用者数

※2 保育所には、認定こども園の人数も含む

(7) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟な形態により実施するサービスです。

利用者数は、コミュニケーション支援事業の手話通訳者派遣事業、日常生活用具給付等事業の居宅生活動作補助用具（住宅改修費）で見込量を上回っています。

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
理解促進研修・啓発事業	か所	1	2	1	2	1	2
自発的活動支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター*等機能強化事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター*	か所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	年間実人数	3	1	4	1	5	1
成年後見制度法人後見支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
コミュニケーション支援事業							
手話通訳設置事業	年間実人数	8	7	8	9	8	7
手話通訳者派遣事業		1	7	1	4	1	3
要約筆記者派遣事業		1	0	1	0	1	0
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	年間延件数	5	4	5	8	5	4
自立生活支援用具		5	6	5	10	5	4
在宅療養等支援用具		11	12	11	9	11	6
情報・意思疎通支援用具		7	6	7	5	7	5
排泄管理支援用具		1,941	972	1,941	1,031	1,941	483
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		2	3	2	2	2	4

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
手話奉仕員養成研修事業	か所	1	1	1	1	1	1
移動支援事業	か所	13	14	13	16	13	18
	実人数	94	102	94	101	94	65
	時間/月	755	784	755	842	755	734
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1	1	1
	実人数	27	21	27	21	27	23
	開所日数	193	193	193	193	193	193
訪問入浴サービス事業	か所	2	1	2	1	2	1
	実人数	9	4	9	5	9	5
	日/月	54	24	54	24	54	41
生活訓練等事業	か所	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	か所	14	10	14	11	14	14
	実人数	130	192	132	153	134	58
	日/月	260	248	264	234	268	108
巡回支援専門員整備事業	か所	1	1	1	1	1	1
レクリエーション等活動等支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
芸術文化活動振興事業	か所	1	1	1	1	1	1
声の広報発行事業	実人数	11	10	11	7	11	7
奉仕員養成研修事業	か所	1	1	1	1	1	1
複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進事業	か所	1	1	1	1	1	1

(8) その他の事業

障害福祉サービス、障害児通所支援事業及び地域生活支援事業以外にも、様々な障害福祉施策を実施しています。代表的なものとして、自立支援医療給付事業、補装具費給付事業があります。

利用者数は、更生医療及び精神通院医療で見込量を上回っています。

(単位：受給実人数、年間件数)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績量	見込量	実績量	見込量	実績量
自立支援医療給付事業							
更生医療	人	184	197	184	217	184	170
育成医療	人	17	7	17	8	17	8
精神通院医療	人	954	994	954	1,119	954	1,239
補装具費給付事業 (交付、修理、貸付)	件	91	83	91	110	91	34

6 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、障害福祉に関する現状や課題などを把握し計画策定に活かすため、アンケート調査を実施しました。

■調査の概要

対象者	調査期間	調査対象数	調査手法	回収率
障害当事者 (18歳以上)	令和2年 5月22日～ 6月4日	1,700件	郵送配布、 郵送回収	56.4%
障害児通所支援事業 利用者(18歳未満)		300件		58.0%

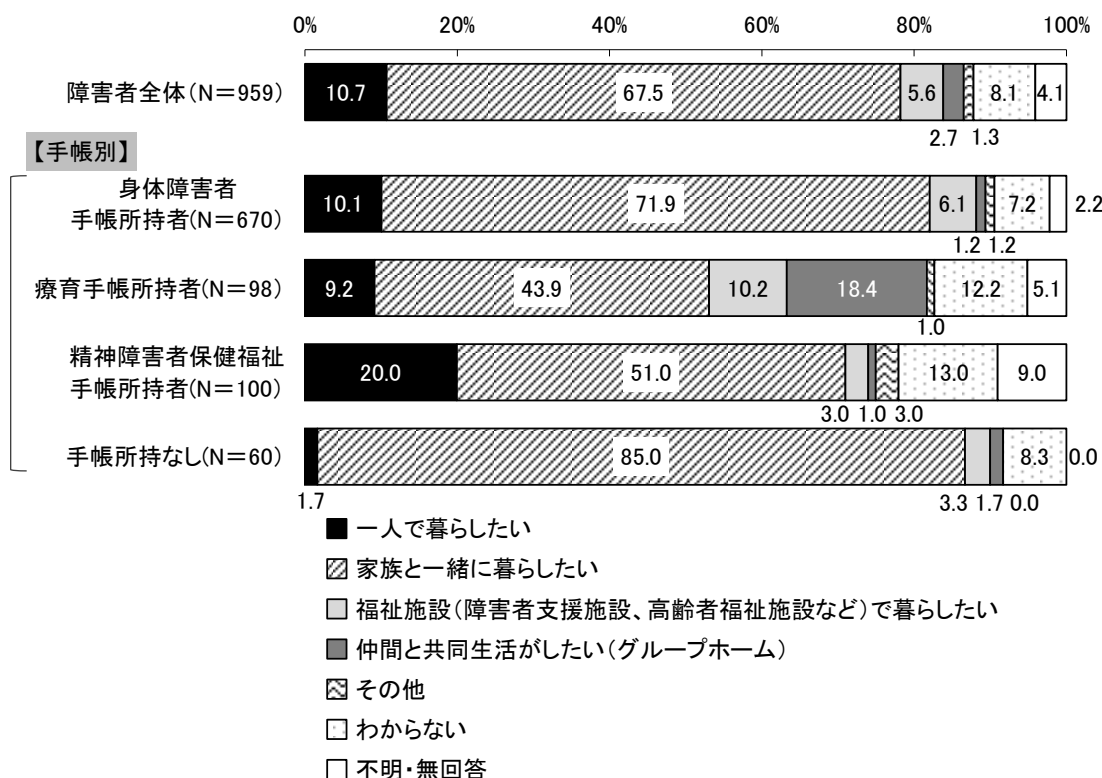
* 障害当事者(18歳以上)を“障害者”、障害児通所支援事業利用者(18歳未満)を“障害児”とします。

* 以下のグラフ中の“N”は、Number of Casesの略で、各設問に該当する回答者総数を表します。

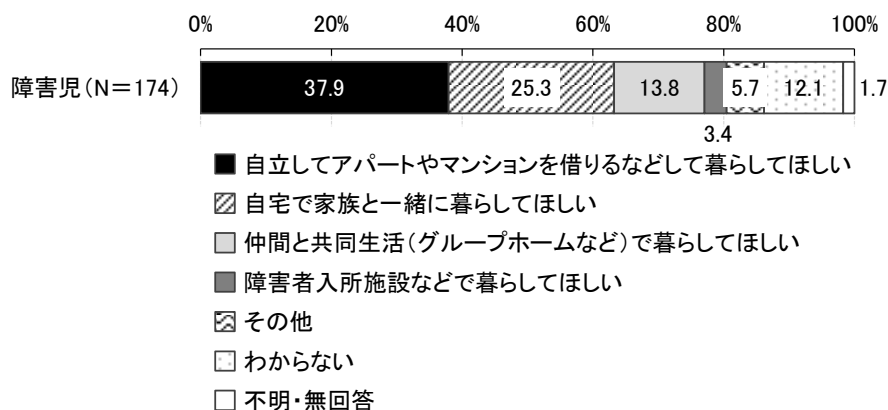
(1) 暮らしや生活支援について

今後の暮らしの意向について、障害者全体で「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く、次いで、「一人で暮らしたい」となっています。手帳別で見ると、療育手帳所持者で「福祉施設(障害者支援施設、高齢者福祉施設など)で暮らしたい」「仲間と共同生活がしたい(グループホーム)」が他と比べて高くなっています。障害児では、「自立してアパートやマンションを借りるなどして暮らしてほしい」が最も高く、次いで「自宅で家族と一緒に暮らしてほしい」となっています。

■今後の暮らしの意向(障害者)



■今後の暮らしの意向（障害児）



悩みごとについて、障害者全体で「自分の健康や治療のこと」が最も高くなっています。手帳別でみると、療育手帳所持者で「周りとのコミュニケーションが難しいこと」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「医療費、生活費など経済的なこと」「仕事や就職のこと」、手帳所持なしで「自分の健康や治療のこと」が他と比べて高くなっています。障害児では、「お子さんの育児や療育・教育のこと」が最も高く、次いで「外出や移動のこと」となっています。

■悩みごと（上位3位）

	障害者				障害児 (N=174)
	身体障害者手帳所持者 (N=670)	療育手帳所持者 (N=98)	精神障害者保健福祉手帳所持者 (N=100)	手帳所持なし (N=60)	
1	自分の健康や治療のこと (51.9%)	自分の健康や治療のこと (33.7%)	自分の健康や治療のこと (53.0%)	自分の健康や治療のこと (66.7%)	お子さんの育児や療育・教育のこと (59.8%)
2	緊急時や災害時のこと (27.9%)	緊急時や災害時のこと (32.7%)	医療費、生活費など経済的なこと (51.0%)	医療費、生活費など経済的なこと (31.7%)	外出や移動のこと (25.3%)
3	外出や移動のこと (23.3%)	医療費、生活費など経済的なこと 周りとのコミュニケーションが難しいこと (29.6%)	仕事や就職のこと (42.0%)	特になし (25.0%)	お子さんの障害や必要な配慮について、周りの理解が得られないこと (22.4%)

※障害者と障害児では選択肢が異なります。

障害福祉サービスは、身体障害者手帳所持者で[短期入所]、療育手帳所持者で[短期入所][計画相談支援]、精神障害者保健福祉手帳所持者で[就労継続支援A・B型]、手帳所持なしで[自立訓練(機能訓練・生活訓練)]について、それぞれ利用意向が高くなっています。障害児では、[放課後等デイサービス]の利用意向が最も高くなっています。

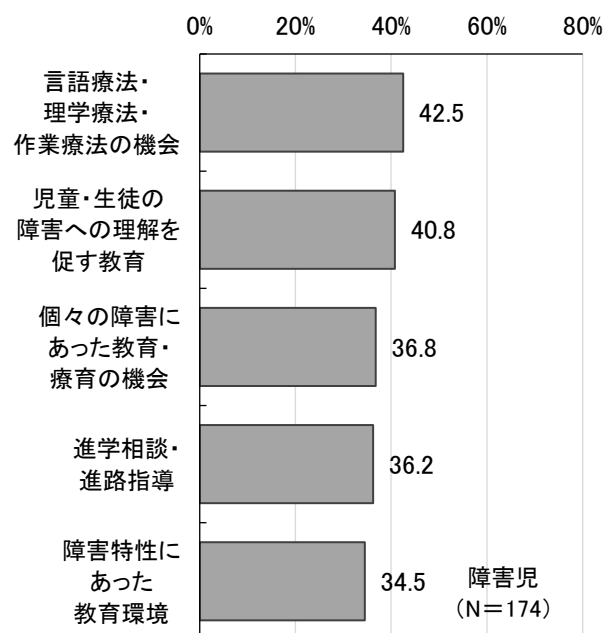
■障害福祉サービスの今後の利用意向(上位3位)

	障害者				障害児 (N=174)
	身体障害者手帳所持者 (N=670)	療育手帳所持者 (N=98)	精神障害者保健福祉手帳所持者 (N=100)	手帳所持なし (N=60)	
1	短期入所 (41.8%)	短期入所 計画相談支援 (44.9%)	就労継続支援A・B型 (41.0%)	自立訓練(機能訓練・生活訓練) (36.7%)	放課後等デイサービス (62.1%)
2	自立訓練(機能訓練・生活訓練) (38.4%)		計画相談支援 (40.0%)	短期入所 (33.3%)	障害児相談支援 (52.9%)
3	居宅介護・重度訪問介護 (38.1%)	行動援護・同行援護 (35.7%)	就労定着支援 (34.0%)	居宅介護・重度訪問介護 (28.3%)	保育所等訪問支援 (46.0%)

(2) 障害児支援について

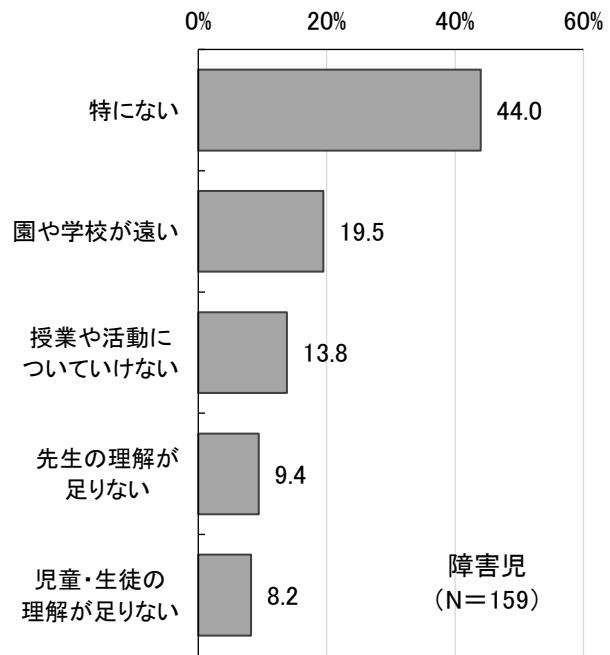
障害児支援で充実を求めるものは、障害児で[言語療法・理学療法・作業療法の機会]が最も高く、次いで[児童・生徒の障害への理解を促す教育]となっています。

■障害児支援で充実を求めるもの(上位5位)
(障害児)



通園、通学で困っていることは、障害児で [特になし] を除き、[園や学校が遠い] が最も高く、次いで [授業や活動についていけない] となっています。

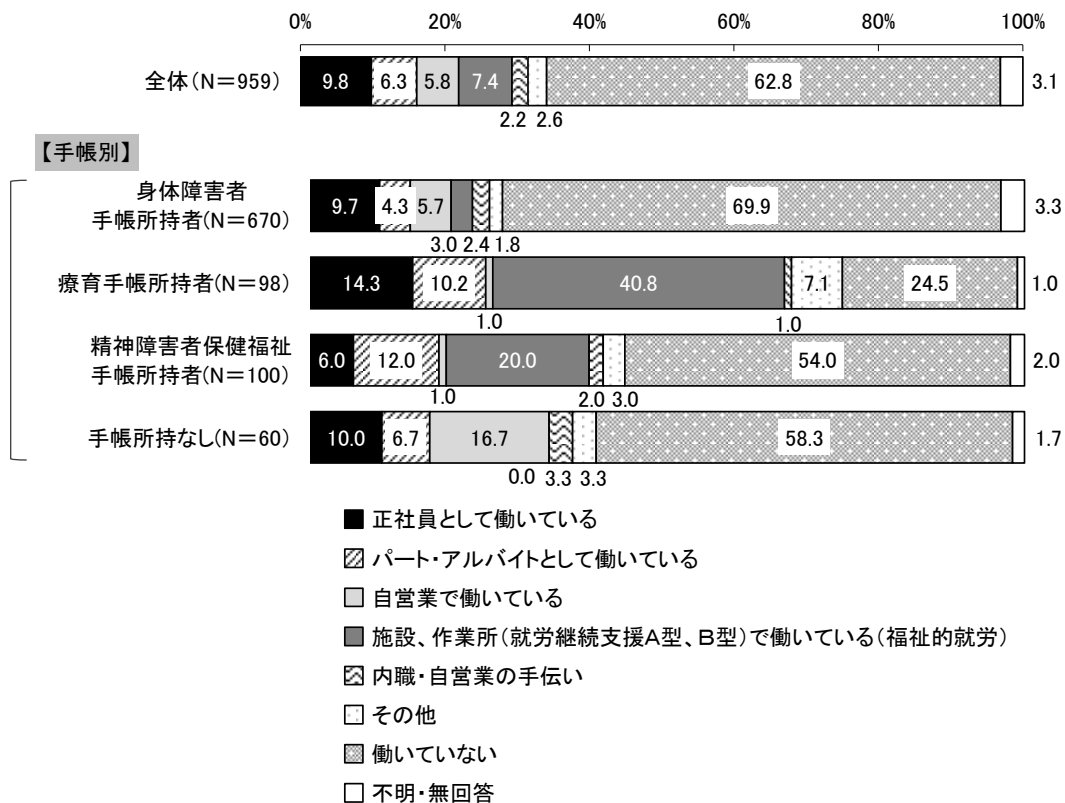
■通園、通学で困っていること（上位5位）（障害児）



(3) 就労について

収入を得る仕事の状況は、障害者全体で、[働いていない] が最も高くなっています。手帳別でみると、療育手帳所持者で [正社員として働いている] [施設、作業所（就労継続支援A型、B型）で働いている（福祉的就労）]、手帳所持なしで [自営業で働いている] が他と比べて高くなっています。

■収入を得る仕事の状況（障害者）



就労支援として必要なことは、[わからない]を除き、障害者全体で「職場の上司や同僚の障害に対する理解」が最も高くなっています。企業や従業員への障害理解が求められています。

■就労支援として必要なこと（上位3位）（障害者）

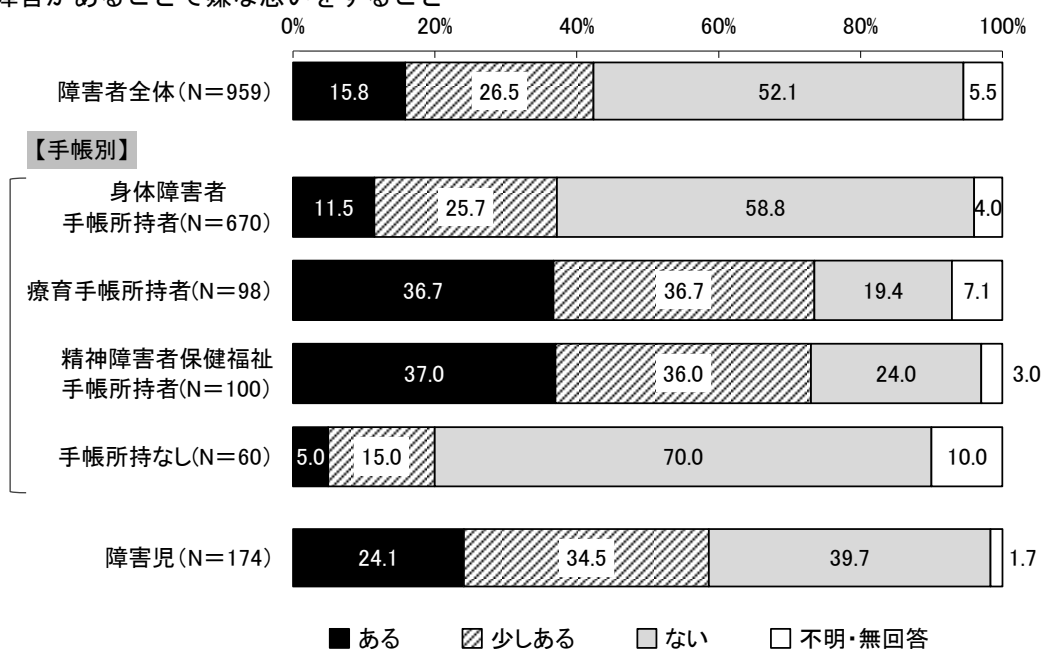
	障害者			
	身体障害者手帳所持者 (N=670)	療育手帳所持者 (N=98)	精神障害者保健 福祉手帳所持者 (N=100)	手帳所持なし (N=60)
1	わからない (28.4%)	職場の上司や同僚の 障害に対する理解 (36.7%)	職場の上司や同僚の 障害に対する理解 (43.0%)	職場の上司や同僚の 障害に対する理解 (30.0%)
2	職場の上司や同僚の 障害に対する理解 (20.0%)	企業の障害者雇用に 対する理解 (29.6%)	企業の障害者雇用に 対する理解 (37.0%)	短時間勤務や勤務日 数等の配慮 (23.3%)
3	通勤手段の確保 (19.9%)	通勤手段の確保 (27.6%)	短時間勤務や勤務日 数等の配慮 (31.0%)	わからない (20.0%)

（４）障害理解や地域共生について

障害があることで嫌な思いをすることは、障害者全体で、「ある」が約4割、「ない」が約5割となっています。手帳別で見ると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「ある」が他と比べて高くなっています。障害児では、「ある」が約6割、「ない」が約4割となっています。

* 「ある」…「ある」と「少しある」の合算

■障害があることで嫌な思いをすること



障害理解を深めるために必要なことは、[わからない]を除くと、身体障害者手帳所持者、療養手帳所持者、手帳所持なし、障害児で[学校での障害理解を深める教育]、精神障害者保健福祉手帳所持者で[障害のある人の就労・就学などの支援]がそれぞれ最も高くなっています。

■障害理解を深めるために必要なこと（上位3位）

	障害者				障害児 (N=174)
	身体障害者手帳所持者 (N=670)	療育手帳所持者 (N=98)	精神障害者保健福祉手帳所持者 (N=100)	手帳所持なし (N=60)	
1	わからない (30.3%)	学校での障害理解を深める教育 (36.7%)	障害のある人の就労・就学などの支援 (35.0%)	学校での障害理解を深める教育 (28.3%)	学校での障害理解を深める教育 (64.4%)
2	学校での障害理解を深める教育 (25.1%)	障害のある人の就労・就学などの支援 (35.7%)	わからない (34.0%)	広報や冊子による理解啓発	障害のある人の就労・就学などの支援 (49.4%)
3	広報や冊子による理解啓発 (21.3%)	障害のある人の地域活動への参加 (25.5%)	学校での障害理解を深める教育 (29.0%)	わからない (21.7%)	広報や冊子による理解啓発 (23.0%)

（5）障害福祉施策全般について

障害福祉施策で重点的に取り組んでほしいことは、身体障害者手帳所持者で[災害時の支援]、療育手帳所持者、障害児で[障害のある人が働ける企業を増やす]、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳所持なしで[経済的な援助の充実]がそれぞれ最も高くなっています。

■障害福祉施策で重点的に取り組んでほしいこと（上位3位）

	障害者				障害児 (N=174)
	身体障害者手帳所持者 (N=670)	療育手帳所持者 (N=98)	精神障害者保健福祉手帳所持者 (N=100)	手帳所持なし (N=60)	
1	災害時の支援 (35.1%)	障害のある人が働ける企業を増やす (40.8%)	経済的な援助の充実 (49.0%)	経済的な援助の充実 (38.3%)	障害のある人が働ける企業を増やす (52.9%)
2	毎日の生活を手助けするサービスの充実 (26.9%)	グループホームの整備 (35.7%)	障害のある人が働ける企業を増やす (48.0%)	相談しやすい窓口の設置 (33.3%)	就労を促進する訓練や支援の充実 (46.6%)
3	経済的な援助の充実 (25.7%)	障害に対する理解の促進 入所施設やショートステイの整備 (29.6%)	障害に対する理解の促進 (39.0%)	毎日の生活を手助けするサービスの充実 (28.3%)	障害に対する理解の促進 (40.8%)

7 ヒアリング調査結果

本計画の策定にあたり、当事者や支援者により近い視点から障害福祉に関する現状や課題などを把握し、施策検討、計画策定に活かすため、障害福祉サービス等事業所及び障害当事者団体や障害児者の保護者団体、ボランティア団体などの障害福祉関係団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

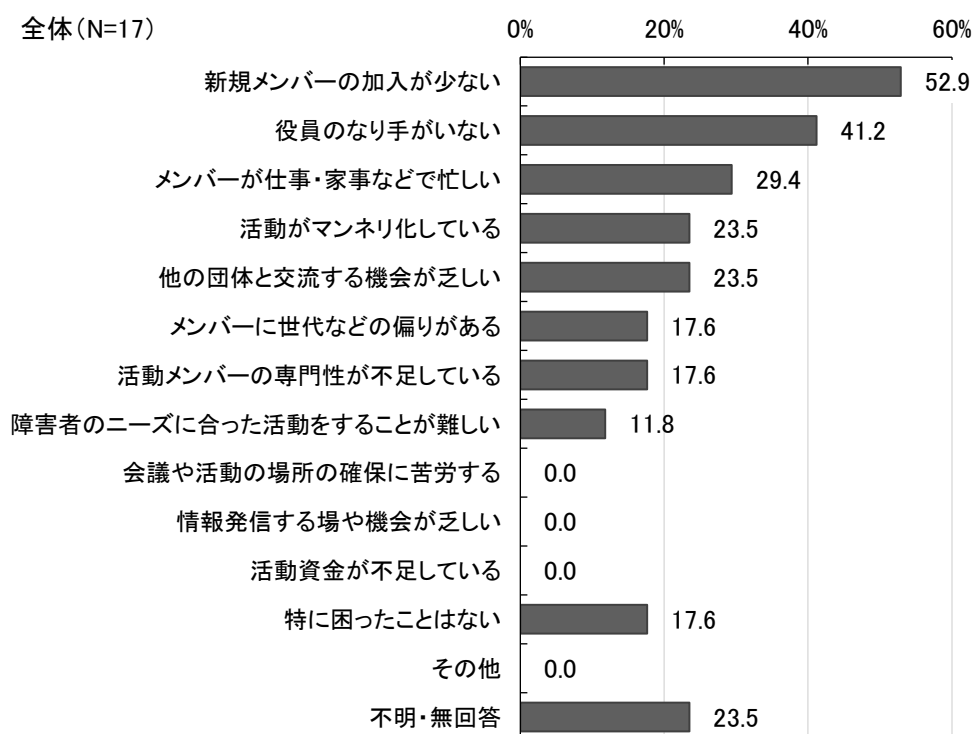
■調査の概要

対象	調査期間	有効回収数	回収率	調査手法
碧南市内で活動する障害者福祉に関する団体、事業所等	令和2年 6月12日～ 6月30日	17団体 26事業所	団体: 77.3% 事業所: 83.9%	ヒアリングシートの直接配布、直接回収

(1) 団体活動について ※団体のみへの設問

団体が活動するにあたっての課題や問題点は、[新規メンバーの加入が少ない]が最も高く、次いで[役員のなり手がいない][メンバーが仕事・家事などで忙しい]となっています。半分以上の団体で、新規メンバーの加入が少ないことが課題となっています。

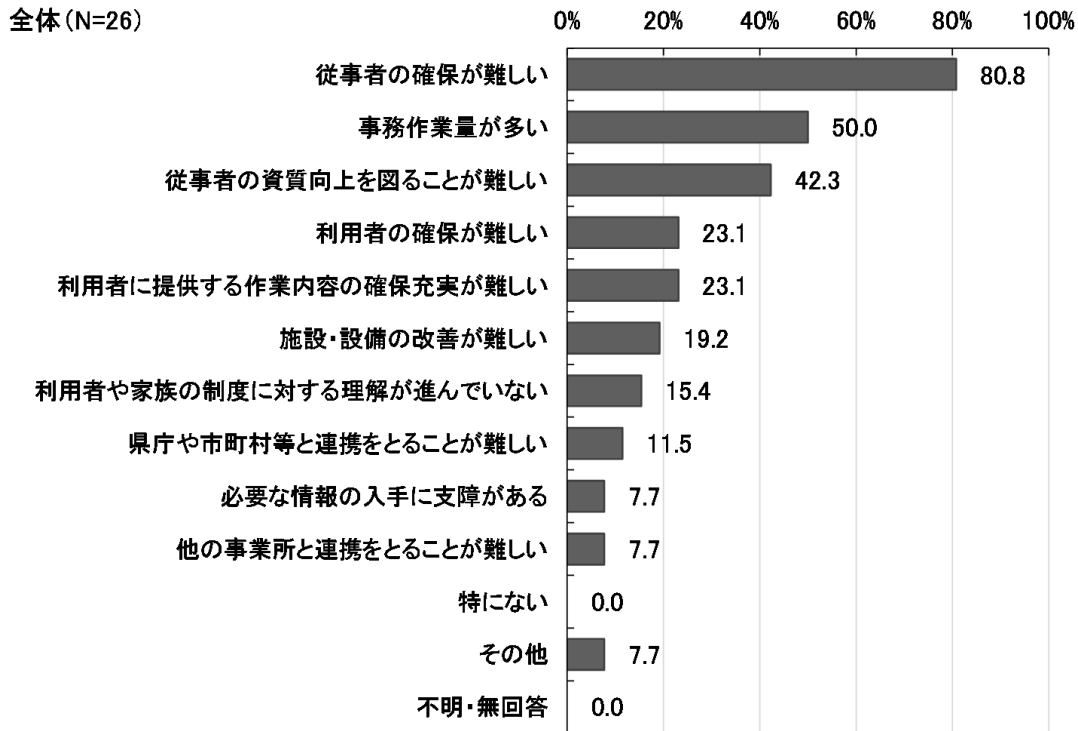
■団体が活動するにあたっての課題や問題点



(2) 事業所の運営について ※事業所のみへの設問

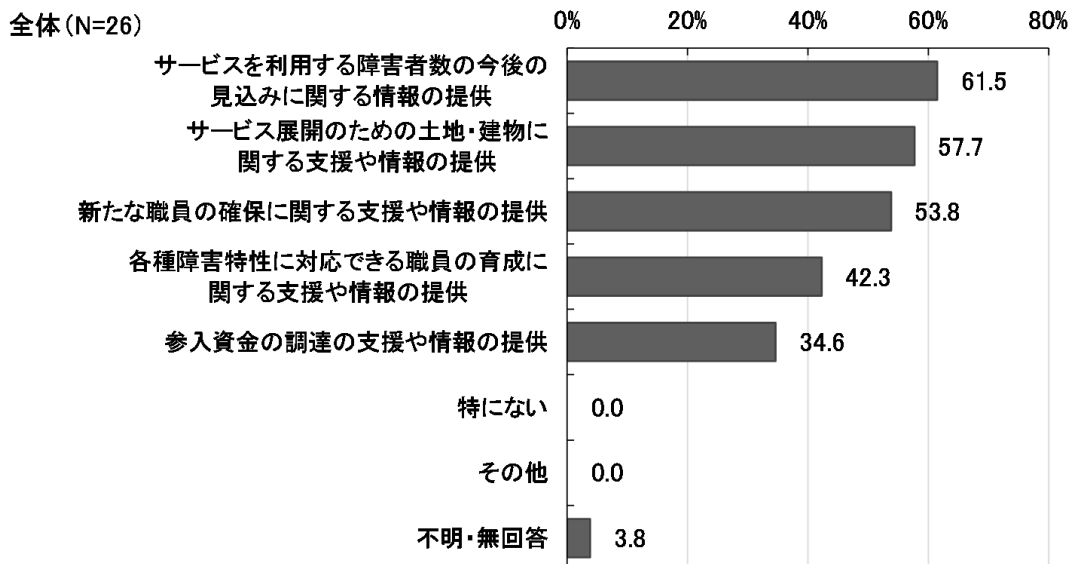
円滑な事業運営を進めていく上での問題は、[従事者の確保が難しい] が最も高く、次いで [事務作業量が多い] [従事者の資質向上を図ることが難しい] となっています。人材の確保が多く、事業所の課題となっています。

■円滑な事業運営を進めていく上での問題



今後、事業所の新規参入や定員の拡充などのため行政として必要なことは、[サービスを利用する障害者数の今後の見込みに関する情報の提供] が最も高く、次いで [サービス展開のための土地・建物に関する支援や情報の提供] [新たな職員の確保に関する支援や情報の提供] となっています。

■今後、事業所の新規参入や定員の拡充などのため行政として必要なこと



(3) 重点的に取り組むべき課題や不足しているサービスについて

- ・グループホームの不足が課題となっていますが、従業員の確保が難しいなど、整備が進まない状況となっています。
- ・その他のサービスについては、居宅介護、生活介護、短期入所、相談支援、就労に関する支援、移動支援、日中一時支援等が不足しているとあげられています。
- ・障害児や保護者への支援については、子どもたちの居場所や未就園児の早期療育、中高生への就労を意識した福祉サービス、保護者への支援等が求められています。
- ・医療や教育、介護保険など、他の分野との連携や一貫性のある支援、緊急時の対応ができる関係づくりが、課題としてあげられています。
- ・感染症対策など近年の状況も踏まえた適切な情報や、施策全般の見直しが必要、という意見もみられました。

(4) 分野別の課題について

① 保健・医療について

- ・5歳児健診や障害判定の機関の充実や、医療機関との連携により、発達の遅れや障害の早期発見が求められています。また、保護者同士がつながる仕組みづくりや、学齢期の療育、作業訓練等の機関の充実が必要とされています。
- ・障害児の健診について、健診段階からの相談体制との連携、障害に配慮した受診日程の設定、健診時の情報提供などが求められています。また、障害があっても定期的な健診受診ができること、障害者の体調をサポートする支援なども求められています。
- ・医療体制の充実について、医療機関の障害理解の促進や、医療と福祉の連携が求められています。また、精神科の医療機関の不足が課題となっています。

② 生活環境の整備について

- ・市内の移動手段の充実や、公共施設のバリアフリー化の推進が課題となっています。

③ 相談・情報提供について

- ・相談支援について、当事者団体や相談員の関わりにより、情報入手や相談がしやすくなったという意見がみられます。一方で、事業所を利用していない人や、当事者や保護者同士のつながりがいない人は情報が入りにくいといった意見もみられます。また、気軽に利用できる相談場所の充実、児童発達支援センター*の設置等が求められています。
- ・当事者団体でも相談支援が実施されていますが、相談自体が少ないといった意見もみられ、周知が必要となっています。

- ・市内の事業者同士や、医療分野、地域の活動者など、様々な分野・機関との連携を促進し、地域のネットワークを構築することが求められています。
- ・情報提供について、必要な情報が気軽に入手できる体制や、日本語以外での情報提供などが求められています。また、インターネットの活用や、筆談できる場の充実などにより、以前よりも情報が得やすくなったという意見がある一方、情報のバリアフリー化の難しさを課題に感じているという意見もみられました。

④ 住まい・住宅の確保について

- ・グループホームの拡充を求める意見が多くみられます。親亡き後を懸念する声が多くあげられました。また、強度行動障害のある知的障害者、精神障害者等、様々な障害に対応した場が求められています。

⑤ 雇用・就労について

- ・就労定着支援の充実が求められています。長期的な雇用のために、定期的な企業との面談等の機会が必要となっています。
- ・市内での就労の場の充実が求められています。障害理解にもつなげるカフェやレストランでの就労や、農福連携など、多様な働く場の拡充が必要とされています。
- ・福祉的就労や就労支援施設について、重度の障害者や知的障害者などを対象とした支援の不足が課題となっています。安定的に運営できるような支援が必要とされています。
- ・就労に関する情報について、学校に通ううちから保護者に提供してほしい、という意見がみられます。

⑥ 災害時の支援について

- ・避難所について、障害者への配慮として、事前に検討・準備しておくことが求められます。また事業所が避難所となっている場合は、行政との相互確認が必要とされています。
- ・災害時の避難について、避難行動要支援者*名簿に基づく対応の検討や、家族等への情報提供が求められています。
- ・防災訓練等を通じ、地域住民の障害理解を促進し、避難時に協力できる体制づくりが求められています。

⑦ 障害への理解と交流について

- ・キャラバン隊、ハロウィンウォークといった機会に障害の有無に関わらず交流が進んでいますが、イベントや、フリースペース、カフェなど、多様な交流の場が求められています。
- ・ボランティアを通じた交流が求められていますが、参加者が少ないことが課題としてあげられています。
- ・福祉実践教室などで学校での障害理解の促進が図られています。
- ・近所の人や事業所を見守ってくれている、行事などでの障害者への特別視が少なくなったなど、徐々に障害への理解が進んでいるという意見もみられます。

⑧ 教育・保育について

- ・インクルーシブ教育*の推進が求められている一方で、特別支援学校の入学希望が多くなっています。保護者のインクルーシブ教育*への理解促進や支援者の育成など、受け入れ体制の充実が求められています。
- ・放課後等デイサービスや日中の預かりができるサービスの充実が求められています。
- ・“保育所、幼稚園、児童発達支援”から“小学校、放課後等デイサービス”など、ライフステージの変化に応じた切れ目のない支援の充実が必要となっています。

⑨ スポーツ、文化芸術活動について

- ・スポーツ、文化芸術活動に障害者が参加し、活躍できる機会や場の充実が求められています。そのため、障害者向けの講座の実施や、講師の確保、施設の充実、情報提供等が課題となっています。



8 前回計画の評価

【第2期障害者計画】

平成24年に策定した「へきなん障害者ハーモニープラン」の取り組みを評価するため、各施策や計画内容について、関係課等に調査を実施し、進捗状況を把握しました。評価の判定区分はA～Dの4段階となっており、以下のような内容となっています。

■評価の判定区分

A	順調に進んでいる
B	おおむね順調だが、改善の余地あり
C	事業の大幅な改善が必要
D	実施していない

施策目標1 日常の自立した暮らしを応援するために

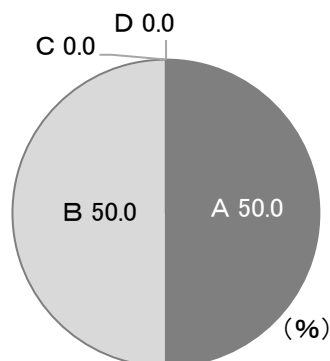
【施策目標1 日常の自立した暮らしを応援するために】（8事業）の全体の評価は、A評価が50.0%、B評価が50.0%となっています。

施策の方向性ごとにみると、【施策の方向性1 よりきめ細やかな相談支援体制の充実】（4事業）では、A評価、B評価が半数ずつとなっています。基幹相談支援センター*の開設により相談支援体制が充実するとともに、地域自立支援協議会での関係機関の連携が図られています。

【施策の方向性2 自立に向けた生活支援サービスの充実】（2事業）は、A評価、B評価が1つずつとなっています。基幹相談支援センター*による人材育成や、精神障害者の居場所づくりなど、サービス提供体制の整備が図られています。

【施策の方向性3 日常の暮らしの場としての多様な住まいの確保】（2事業）は、A評価、B評価が1つずつとなっています。ヒアリング調査等でも要望の高いグループホームについてニーズ調査を行い、現状把握を進めています。

■施策目標1の評価（8事業）



施策目標2 日中活動の場の充実と可能性の探求のために

〔施策目標2 日中活動の場の充実と可能性の探求のために〕(16事業)の全体の評価は、A評価が81.3%、B評価が12.5%、C評価が6.3%となっています。

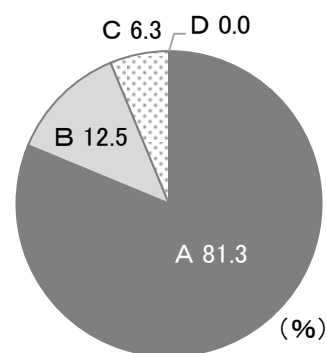
施策の方向性ごとにみると、〔施策の方向性1 インクルーシブ(共に学び、共に育む)教育の推進〕(5事業)は、すべてA評価となっています。障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等の実施により、地域の保育所や学校等に通う障害児への支援や、保護者への相談支援、福祉事業所等と教育現場の連携などが進んでいます。

〔施策の方向性2 雇用の促進〕(5事業)は、A評価が6割となっています。就労系サービスの開設や、障害者就労相談支援事業の実施等、就労支援の充実が図られていますが、企業による雇用を一層促進することが求められています。

〔施策の方向性3 自己実現に向けたより豊かな就労への支援〕(4事業)は、すべてA評価となっています。地域自立支援協議会に就労支援部会を設置し、就労系サービスの充実や、障害者雇用に対する理解促進の検討を進めています。

〔施策の方向性4 自立を支える多様な活動の場の充実〕(2事業)は、A評価、B評価が1つずつとなっています。地域自立支援協議会のこども部会で障害児の生活環境等についての検討などが進められています。

■施策目標2(16事業)の評価



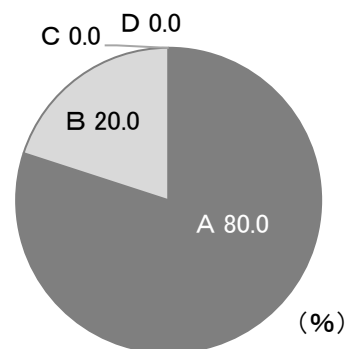
施策目標3 多角的な支援による社会参加促進のために

〔施策目標3 多角的な支援による社会参加促進のために〕(5事業)の全体の評価は、A評価が80.0%、B評価が20.0%となっています。

施策の方向性ごとにみると、〔施策の方向性1 コミュニケーション等サービスの充実〕(1事業)は、B評価となっています。手話通訳者の設置及び派遣によるコミュニケーションの支援や、市主催事業における合理的配慮を推進しています。

〔施策の方向性2 社会活動力の向上に向けた社会参加への支援〕〔施策の方向性3 保健・医療・リハビリテーションの充実〕〔施策の方向性4 手当・医療費助成の充実〕〔施策の方向性5 スポーツ・芸術文化活動・国際交流の推進〕(各1事業)はそれぞれすべてA評価となっています。発達支援系の創設や、地域移行に関する作業部会の設置などが進められています。また、へきなん福祉センターあいくるが開設され、障害者がスポーツや文化芸術活動に参加する教室・講座等が実施されています。

■施策目標3(5事業)の評価

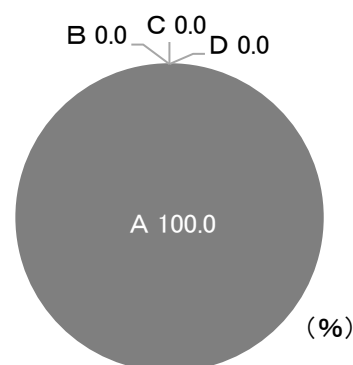


施策目標4 ひとにやさしいバリアフリーな社会を実現するために

[施策目標4 ひとにやさしいバリアフリーな社会を実現するために] (3事業)の全体の評価は、すべてA評価となっています。

施策の方向性ごとにみると、[施策の方向性1 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり][施策の方向性2 利用しやすくわかりやすい情報の提供][施策の方向性3 相互理解と交流を通じた心のバリアフリー] (各1事業)がそれぞれすべてA評価となっています。地域福祉推進会議の実施により、障害者も含めた地域の支え合いの仕組みづくりや、地域住民への障害理解の促進が図られています。また、福祉実践教室やボランティア体験教室を通じて、障害への理解促進の取り組みが進められています。

■施策目標4 (3事業)の評価



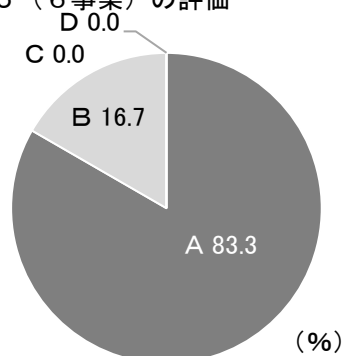
施策目標5 地域で育む福祉の推進を確かなものにするために

[施策目標5 地域で育む福祉の推進を確かなものにするために] (6事業)の全体の評価は、A評価が83.3%、B評価が16.7%となっています。

施策の方向性ごとにみると、[施策の方向性1 人権教育・人権啓発と権利擁護の推進][施策の方向性2 地域ぐるみで取り組む福祉の推進][施策の方向性3 福祉人材・ボランティアの養成と確保] (各1事業)がそれぞれすべてA評価となっています。地域自立支援協議会への権利擁護部会の設置や、成年後見支援センターの設置、碧南市虐待防止センターの開設など、虐待防止や権利擁護に関する体制強化が図られています。

[施策の方向性4 災害時における障害のある方の支援体制の整備] (3事業)はA評価が6割半ばとなっています。避難行動要支援者*台帳の整備や、障害者災害時支援部会の設置による市総合防災訓練への障害者の参加、介護保険施設と連携した防災訓練の実施が進められています。

■施策目標5 (6事業)の評価



第3章

基本的な視点

1 基本理念

本市では、前回計画において“ひとが人間（ひと）としてあたりまえに暮らせる 市民協働による地域で育む自立支援社会づくり”を基本理念とし、様々な障害福祉施策を推進してきました。その間、国では障害者をめぐる法整備を進めており、障害者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。今後、本市において障害者やその家族が安心して地域で暮らしていくには、国の動きを踏まえつつ地域に暮らす障害者一人ひとりに寄り添うことが大切です。

また、上位計画である第6次碧南市総合計画*では“新たな力とともに創る 笑顔と元気のみなとまち へきなん”を将来像とし、へきなん地域福祉ハッピープラン*では“地域で築く つながり 支えあうまち へきなん”を基本理念としています。

以上より本計画では、障害の有無に関わらず、相互に個性や人格を尊重し合い、必要な支援を受けながら、様々な社会参加が可能となる共生社会の実現を目指し、“互いに尊重し だれもが支えあうまち へきなん”を基本理念とします。

基本理念

互いに尊重し

だれもが支えあうまち

へきなん

2 基本的原則

1 基本的人権の享有と個人としての尊重

すべての障害者が、障害がない人と同様に基本的人権を享有し、個人としてその尊厳を重んじられること、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として、事業を実施します。

2 共生社会の実現

地域社会での共生を実現するため、あらゆる分野の活動への参加の機会や、共に暮らす人や生活の場所、意思疎通手段、情報の取得や利用の手段の選択について、確保及び拡大を図ります。

3 差別の禁止

障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供を進めます。また、国では〔障害者差別解消法〕が施行され法制的な整備が講じられていますが、今後、その実効性を確保していくため、必要がある際は見直しを行うものとされています。本市においても、これを踏まえて障害者の差別禁止に向けた理解促進等の施策を推進します。

3 基本目標

1 生活支援

障害者が地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、相談支援体制の強化や、多様なサービスの提供、社会参加やコミュニケーションを支援する情報のバリアフリー化等を進めます。

2 保育・教育

健診等を通じた障害等の早期発見と適切な療育、子どもの特性や個性にあった保育環境の整備、インクルーシブ教育*に基づいた特別支援教育の推進等を行います。

3 保健・医療

障害や疾病の予防や重症化の防止を図る施策や、障害者でも安心してかかれる医療体制の整備、難病患者や精神障害者への支援等を行います。

4 文化・芸術、スポーツ

障害者の社会参加や生きがいづくりにつながる、文化・芸術活動やスポーツへの参加機会の確保や障害の有無に関わらず受けられる生涯学習の環境づくりを進めます。

5 雇用・就労

市内の企業や就労支援機関と連携し、一人ひとりの障害特性や個性を踏まえた、障害者の雇用の場の確保と、多様な働き方の拡充や支援を行います。

6 生活環境

障害者の地域での生活や社会参加を支援するため、施設・道路等の環境整備や、外出・移動の支援、住環境の整備等を進めます。

7 防災・防犯

地域や関係者等と連携し、災害時の障害者への避難等の支援体制づくりや、防犯体制の強化を図ります。

8 障害理解、権利擁護

障害への正しい理解を促すため、地域や学校での広報・啓発や、交流を推進します。また、障害者の権利を擁護する成年後見制度や虐待防止の取り組みを進めます。

4 施策体系

以下の施策の体系に基づき、第4章の施策の展開を示します。

基本目標	方向性
1 生活支援	1 相談支援の充実
	2 地域生活を支援するサービスの提供
	3 情報バリアフリー、意思疎通支援の推進
2 保育・教育	1 障害等の早期発見と障害児支援の推進
	2 特別支援教育の推進
3 保健・医療	1 障害等の早期発見及び医療体制の充実
	2 精神保健福祉施策の推進
4 文化・芸術、 スポーツ	1 活動の推進
	2 環境の充実
5 雇用・就労	1 就労機会の拡大
	2 多様な就労環境の整備
6 生活環境	1 ひとにやさしいまちづくり
	2 住環境の整備
7 防災・防犯	1 地域の防災対策の充実
	2 防災・防犯体制の強化
8 障害理解、 権利擁護	1 障害理解の促進と差別解消の推進
	2 虐待防止・権利擁護の推進

第4章

施策の展開

1 生活支援

【現状・課題】

今後の暮らしの意向について、障害者アンケート調査では「家族と一緒に暮らしたい」、障害児アンケート調査では「自立してアパートやマンションなどを借りるなどして暮らしてほしい」が最も高くなっています。地域で家族と共に、または一人で生活できるような支援が求められます。一方で家族等の介護者は、約半数が介護に負担を感じており、サービスの利用などにより負担の軽減を図る必要があります。

今後利用したいサービスは、身体障害者手帳所持者で「短期入所」、療育手帳所持者で「短期入所」「計画相談支援」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「就労継続支援A・B型」、手帳所持なしで「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」がそれぞれ最も高くなっています。障害者が安心して暮らせるよう、多様なサービスの充実が求められますが、ヒアリング調査によると、円滑な事業運営を進めていく上での問題は「従事者の確保が難しい」が最も高く、人材の確保が課題となっており、事業所と連携した対策が求められます。

サービスの利用や、周囲から支援を受けるには、適切な相談支援や情報提供が重要です。障害者アンケート調査によると、悩みごとの相談相手は、「家族・親族」が最も高く、次いで「病院などの医療機関」となっています。手帳別で見ると、療育手帳所持者で「施設や事業所の職員」「相談支援事業所」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「病院などの医療機関」が他と比べて高くなっています。また、情報の入手については「広報や市のリーフレット」が最も高く、次いで「医療機関を通じて」となっています。障害の特性などにより、最適な情報提供方法は異なるため、多様な手段での情報発信が必要です。また、障害者の視点に立った支援を行うために、意思疎通支援の取り組みも求められます。

▶ 方向性 1 相談支援の充実

事業	取り組み内容
身近な相談窓口体制の整備	基幹相談支援センター*や相談支援事業所等により、全障害に対応した総合的で専門的な相談支援を行います。
相談支援体制の強化	市内の相談支援事業者に対し、同行訪問やケース会議等による専門的な指導や、相談機関間の連携強化を図り、地域の相談支援体制の強化を図ります。
地域自立支援協議会の充実	基幹相談支援センター*により地域自立支援協議会の作業部会の運営を行い、地域の課題について協議を進めます。

▶ 方向性 2 地域生活を支援するサービスの提供

事業	取り組み内容
障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービスや地域生活支援事業などのサービスが、必要とする人に適切に提供されるよう、事業所に対し実地指導や第三者評価の推進を行いサービスの質の向上を図るとともに、障害福祉サービス事業所の整備についての補助事業を活用した新規事業者の参入促進を図る等、提供体制の充実を図ります。 また、障害者の高齢化に向けた共生型サービスの充実など、地域で必要となるサービス提供体制の充実について検討等を行います。
福祉人材の確保・養成と資質の向上	地域のニーズに応じた専門的な人材育成や確保のため、基幹相談支援センター*での研修や、多職種間の連携、職場の改善等を進めます。
障害者支援施設等からの地域生活への移行支援	地域相談支援事業や共同生活援助事業等の活用により、施設入所者を希望に応じて地域で生活できるよう支援します。
地域生活支援拠点等*の強化	地域の障害者の安心・安全のため、地域生活支援拠点等*の強化や定期的な運用状況の検証を行います。

▶ 方向性3 情報バリアフリー、意思疎通支援の推進

事業	取り組み内容
意思疎通支援の充実	<p>研修や講座の実施等により、手話通訳者、要約筆記者、点訳等、各種奉仕員等の確保・育成を行い、視覚障害者や聴覚障害者のコミュニケーションを支援します。また、手話言語条例を制定し聴覚障害の有無に関わらず意思疎通を図ることができる社会を目指します。</p>
誰もが使いやすい情報の提供	<p>必要な人に必要な情報が届くよう、障害の特性や年齢等を考慮し、ホームページ等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、広報などの紙媒体、音声ガイドなど、多様な手段による情報提供を行います。</p> <p>特に市民生活や福祉事業所の運営に重大な影響を及ぼす災害や感染症などが発生した場合には、国や県、保健所等と連携し、必要な情報を的確かつ速やかに提供します。</p>



2 保育・教育

【現状・課題】

障害児アンケート調査によると、障害者手帳をはじめて交付されたのは〔生まれてから幼児期まで（小学校入学前まで）〕が最も高くなっています。また、障害等に気づいたきっかけは、〔家族が気づいた〕が最も高く、次いで〔定期健診（乳幼児健診）〕となっています。〔医師から〕〔保育所・幼稚園・学校の先生から〕といった回答もみられるため、多様な関係機関が連携し、障害等を早期に発見し、療育につなげていくことが求められます。

障害児アンケート調査によると、悩みごとについては、〔お子さんの育児や療育・教育のこと〕が最も高く、次いで〔外出や移動のこと〕となっています。また、相談相手は〔家族・親族〕が最も高く、次いで〔お子さんと同じ障害を持つ友人・知人〕となっています。ヒアリング調査では「保護者から、『どこに相談に行けばよいかわからない』という声がある」「気軽に利用できる相談窓口が不足している」といった意見があげられているため、ピアカウンセリング*等も含めて障害児への相談支援体制を充実させることが必要です。

ヒアリング調査では“保育所、幼稚園、児童発達支援”から“小学校、放課後等デイサービス”など、ライフステージの変化に応じた切れ目のない支援の充実が求められています。保育、教育、福祉が連携し、一貫した療育支援体制を構築していく必要があります。

教育については、平日の日中過ごす場所として、〔小・中学校の特別支援学級に通っている〕が最も高く、次いで〔特別支援学校に通っている〕となっています。通園、通学での困りごとは、〔特にない〕を除き、〔園や学校が遠い〕が最も高く、次いで〔授業や活動についていけない〕となっています。また、ヒアリング調査では、特別支援学校の入学希望が多くなっている、という実態があげられていますが、個々の障害の特性や能力を踏まえながら、インクルーシブ教育*の視点に立ち、障害の有無に関わらず子どもが共に教育を受けられる環境をつくることも重要です。

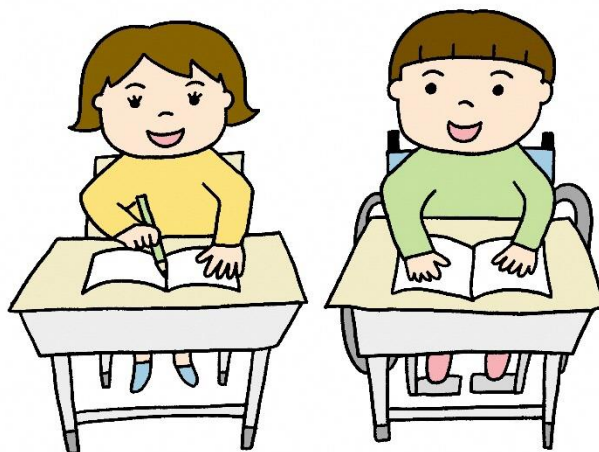
▶ 方向性 1 障害等の早期発見と障害児支援の推進

事業	取り組み内容
各種健診や相談の実施	乳幼児健診や健診後の相談、教室等を実施し、必要に応じて早期に療育へとつなげます。
障害児支援体制の構築	乳幼児健診、保育所や幼稚園、学校等と連携し、障害児や発達のグレーゾーンの児童や保護者に対し、一貫した支援を行います。
障害児通所支援事業等の実施	障害児相談支援事業等の実施により、適切な障害児通所支援事業の利用を推進します。
医療的ケア*児、重症心身障害児*への支援体制の確保・充実	医療的ケア*児や重症心身障害児*のニーズを把握し、総合的な支援体制の構築及び関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。
児童発達支援センター*の確保・充実	児童発達支援センター*開設の支援を軸に、児童発達支援センター*が障害の重度化や重複化に対応できるよう、障害児通所支援事業や関係機関等との連携を強化します。
保護者支援の充実	各機関における専門的な相談対応だけでなく、障害児の保護者によるピアサポーター*の活動支援やペアレント・プログラム*等を実施し、障害児の保護者に対する相談等支援の充実を図ります。
障害児を取り巻く環境課題の検討	地域自立支援協議会のこども部会で、障害児支援に対する情報共有や協議を行います。



▶ 方向性 2 特別支援教育の推進

事業	取り組み内容
共生教育の実施	通級指導教室の実施や、教育環境における合理的配慮の推進等により、障害の有無に関わらず、共に学習できる環境を整備します。
個別の指導計画等の作成	障害のある児童・生徒の個々の状況に応じた教育指導や支援を行うため、本人や保護者の意向を考慮した個別の教育計画、支援計画の充実を図ります。
教育・福祉の連携体制の構築	福祉事業所等と教育現場が連携し、障害児通所支援利用児童の情報共有や個別ケースの検討などを行います。また I C F 情報把握・共有システム*を活用し、家庭・教育・福祉の連携を図ります。
就学・教育相談の充実	障害のある児童・生徒の保護者が適切に教育相談等を受けられるよう、福祉課、こども課、学校教育課等が連携し相談支援体制の充実を図ります。
特別支援教育を担う人材の確保・育成	教員に向けた障害理解のための研修等の実施や、特別支援教育コーディネーター*等の配置などにより、障害の特性にあった教育の実現を図ります。



3 保健・医療

【現状・課題】

障害者アンケート調査によると、医療で困ったことや不便に思ったことについて、[困っていることはない]を除くと[気軽に往診を頼める医師がない]が最も高く、次いで[障害（疾病）のために症状を正確に伝えられない]となっています。ヒアリング調査では、医療機関の障害理解の促進や、医療と福祉の連携が求められています。特に知的障害者や精神障害者については、症状を正確に伝えることに困難を抱えているため、医療関係者の障害の特性を理解した対応や、本人に対するコミュニケーションの支援が求められます。

障害者の地域生活への移行が進む中、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築が求められています。ヒアリング調査では、精神科の医療機関や、当事者会や家族会の活動の不足、精神障害に対する理解促進が課題となっています。

障害者が利用しやすい医療体制の充実を図るとともに、障害や疾病の早期発見や重度化の防止のため、すべての市民が心身の健康管理を意識し、定期的な健診・検診の受診や健康に関する相談対応を進めていくことが求められます。



▶ 方向性 1 障害等の早期発見及び医療体制の充実

事業	取り組み内容
各種健診や相談の実施	疾病の早期発見・早期対応のため、健診、がん検診等の受診を促進し、結果に応じた相談支援を行います。
保健・医療機関との連携	障害や病状に応じた適切な相談体制・支援体制を構築するため、保健所や医療機関等と福祉関係者との連携を図ります。
歯科診療の充実	歯科治療を受けにくい環境にある人が安心して治療を受けられるよう、障害者歯科診療所での診療を行います。また、障害福祉事業所で適切な歯科検診が受診できるよう支援をします。
手当・医療費助成等による医療提供の推進	自立支援医療の給付事業や障害者医療費助成事業等の経済的負担軽減事業を実施し、障害者への医療提供を促進します。

▶ 方向性 2 精神保健福祉施策の推進

事業	取り組み内容
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築	精神科病棟がある医療機関やグループホーム等が地域移行に関する作業部会を組織し、地域課題の検討を行い、普及啓発、相談支援体制整備、当事者団体を通じた支援等を行います。
長期入院者等の地域生活への移行支援	地域相談支援事業等の活用により、医療機関からの退院支援を行います。
居場所づくりの支援	心身障害者福祉センターにおいて、精神障害者等の居場所支援事業を実施します。
当事者活動、家族会活動等の推進	精神障害に対する多様な相談体制の充実のため、精神障害の当事者による相談支援や、精神障害者の家族による相談活動などの推進を図ります。

4 文化・芸術、スポーツ

【現状・課題】

障害者アンケート調査によると、今後参加したいスポーツや文化活動は、[特にない]を除き、[コンサート・映画、スポーツ等の鑑賞]が最も高く、次いで[趣味の同好会活動]となっています。また、ヒアリング調査によると、スポーツ、文化芸術活動などに参加し、活躍できる機会や場の充実が求められており、障害者向けの講座の実施や、講師の確保、施設の充実、情報提供等が課題となっています。

国では、平成30年に[障害者文化芸術推進法]が施行され、文化芸術の鑑賞機会の提供や交流を促進することが位置づけられています。また、2021年に東京パラリンピックが開催予定となっており、障害者スポーツへの関心が高まることが期待されます。

障害の有無に関わらず、多様な社会参加が実現できるよう、文化芸術活動やスポーツの機会や場を充実させることが求められます。また、誰もが自らの興味・関心に応じて学び続けられるような学習環境の整備を図ることが求められます。



▶ 方向性 1 活動の推進

事業	取り組み内容
スポーツ活動の支援	スポーツ団体等と連携し、パラスポーツや障害者と共に楽しめるスポーツの普及・啓発を図ります。
文化芸術活動の支援	障害者の文化芸術活動の促進のため、教室の開催及び情報提供などを行います。
講座等の実施	心身障害者福祉センターにおいて、スポーツレクリエーションや文化芸術の振興につながる各種教室や講座等を実施します。
指導者・ボランティアの確保・育成	スポーツや文化芸術活動への参加を支援する指導者や講師、ボランティア等の確保・育成を図ります。

▶ 方向性 2 環境の充実

事業	取り組み内容
施設のバリアフリー化	障害の有無等に関わりなくスポーツ施設や文化施設を利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。
文化芸術活動等に関する情報提供	文化芸術・スポーツ・社会学習・レクリエーション等に関する情報について、どのような人でも受け取ることができるよう多様な媒体を通じて発信します。
講座等への参加の支援	障害者が文化芸術等の講座に参加できるよう、募集や参加方法の配慮、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
図書館の利便性の向上	対面朗読や録音図書、インターネットを利用したサピエ図書館*等、障害の特性に応じた資料提供を行い、読書活動の支援を行います。

5 雇用・就労

【現状・課題】

障害者アンケート調査によると、収入を得る仕事の状況について「働いていない」が最も高く、次いで「正社員として働いている」となっています。手帳別で見ると、療育手帳所持者で「施設、作業所（就労継続支援A型、B型）で働いている（福祉的就労）」「正社員として働いている」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「施設、作業所（就労継続支援A型、B型）で働いている（福祉的就労）」、手帳所持なしで「自営業で働いている」が高くなっています。今後の就労意向は「仕事はできない」が最も高く、次いで「わからない」となっています。手帳別で見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者で「仕事をしたい」が高くなっています。障害児アンケート調査によると、18歳になった時の進路の希望について「学校・大学・専門学校等への進学」が最も高く、次いで「一般企業への就職」となっています。

障害者の就労支援に必要なことは「わからない」を除き、「職場の上司や同僚の障害に対する理解」が最も高く、次いで「企業の障害者雇用に対する理解」となっています。また、障害児アンケートでは、将来、仕事に就くために重要なことについて「企業、上司、同僚の理解」が最も高く、次いで「障害特性に配慮した職場環境の整備」となっています。職場における障害への理解を促進し、誰もが働きやすい環境を整えていくことが重要です。

ヒアリング調査では、市内での就労の場の充実が求められ、飲食店や農業など、多様な就労を充実させることが求められます。福祉的就労についても、様々な障害の特性に対応した場が必要となっています。

国では、「障害者雇用促進法」の改正により、平成30年より法定雇用率が引き上げられ、また精神障害者も対象となっています。障害の特性や、個々の能力に応じた就労ができるよう、企業等と連携し雇用の場の充実を図るとともに、就労支援事業所やハローワーク等と協力して、就労支援体制を強化することが求められます。

▶ 方向性 1 就労機会の拡大

事業	取り組み内容
企業での障害者雇用の促進	企業での障害者雇用を促進するため、障害者を雇用している事業所への見学会やセミナーの実施、ハローワークと連携した雇用の機会の確保等を進めます。
就労支援サービス事業所の充実	一般企業等での就労が困難な障害者に、就労機会の提供や就労へつながる訓練が効果的に提供されるために、就労移行支援及び就労継続支援事業所に対し、作業内容の充実、自主製品の販売拡充等の工賃の向上に向けた方策の検討や、相談支援事業等による適切なサービスの提供の促進を図ります。
就労に向けた相談等支援の実施	障害者就労相談支援事業や就労定着支援事業所、障害者就業・生活支援センター*等との連携により、障害者や障害者を雇用する企業等に対し、就労促進や、就労後の就労継続に関する相談支援等を行います。

▶ 方向性 2 多様な就労環境の整備

事業	取り組み内容
市役所での障害者雇用の促進	障害の特性や障害者個々に適した職場環境の整備を進め、行政職員としての雇用を促進します。
農福連携の推進	障害者の農業分野での活躍を支援し、就労や生きがいづくりにつながるるとともに、農業分野の担い手不足の解消を図ります。
多様な就業機会の確保	テレワーク等の柔軟な働き方や自営・起業等、障害者の多様な働き方を支援するため、障害者就労相談支援事業や、障害者就業・生活支援センター*、ハローワーク等との連携を図ります。
物品購入の促進	[碧南市障害者就労施設等からの物品等の調達方針] に基づき、障害者の就労支援施設等からの調達を推進します。

6 生活環境

【現状・課題】

障害者アンケート調査によると、外出時に不便に感じることについて、[困ることはない]を除き、[一人で外出できない]が最も高く、次いで[公共交通機関が少ない、利用しにくい]となっています。障害児アンケート調査では[一人で外出させられない]が最も高く、次いで[困った時にコミュニケーションが取れない]となっています。また、障害児アンケート調査によると、支援が必要なことについて[外出（通勤・通学・通院、買い物等）]が最も高くなっています。ヒアリング調査でも、市内の移動手段の充実や、公共施設のバリアフリー化の推進が課題となっています。

障害者アンケート調査によると、介護者の年齢は[70歳代]が最も高く、次いで[60歳代]、[80歳代以上]となっています。介護者の高齢化が進んでおり、親亡き後の支援が課題となっています。

ヒアリング調査では、親亡き後の支援も含め、グループホームの不足が課題となっています。

障害者が就労や余暇活動など、様々な活動に参画できるよう、移動や外出の支援の充実を図るとともに、道路や公共施設などのバリアフリー化の推進が求められます。また、自立して生活することを望む障害者に対して、グループホームをはじめとした住居の確保を支援することが求められます。



▶ 方向性1 ひとにやさしいまちづくり

事業	取り組み内容
公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設や公園等を誰もが利用しやすいものとするため、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。
道路改良の推進	障害者が安全に移動できるよう、歩道の設置等の道路の改良を進めます。
公共交通機関の利便性の向上	くるくるバスなどの巡回バスや駅周辺環境整備をはじめ、公共交通機関の利便性の向上を図ります。
移動に対する支援の実施	福祉タクシー料金の助成や車いす及び車いす専用車の貸出等により、障害者の外出や移動を支援します。

▶ 方向性2 住環境の整備

事業	取り組み内容
グループホームの整備	事業所開設の補助事業の実施やニーズの把握、地域住民への理解促進等により、日中サービス支援共同生活援助等の提供を行うグループホームの整備を進めます。
住宅改善への支援	住宅改修事業や移動・移乗支援用具などの日常生活用具の給付事業などにより、住宅改善を支援します。
住宅の確保・整備	市営住宅への優先入居や家賃の減免などにより、障害者を含む住宅確保要配慮者*への住宅の確保を図ります。

7 防災・防犯

【現状・課題】

障害者アンケート調査によると、災害時にひとりで避難できるかは「避難できない」が3割強となっています。手帳別で見ると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者で「避難できない」が高くなっています。また、災害時に困ると思うことは「安全なところまですばやく避難できない」が最も高く、次いで「対応を自分で判断して行動することが難しい」となっています。手帳別では、身体障害者手帳所持者で「安全なところまですばやく避難できない」、療養手帳所持者で「対応を自分で判断して行動することが難しい」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「環境の変化に対応できるか（パニックにならないか）不安」、手帳所持なしで「一般の避難場所では投薬や治療を受けることが難しい」など、異なる項目が困難なこととして上位になっており、障害等の特性に応じた避難体制の構築が求められます。

ヒアリング調査では、「災害時に備え、障害者への配慮を事前に検討・準備する必要がある」という意見があげられています。また、行政と事業所が連携し具体的な想定をした対応を検討しておく必要があります。

災害時には行政や事業所、家族だけでなく、地域での支え合いが重要になります。障害者アンケート調査によると、近所付き合いについて「顔を合わせたときにあいさつする程度」が最も高く、次いで「ほとんど付き合いはない」となっています。ヒアリング調査では、「障害者も防災訓練等に参加している一方で、相互に交流した方法では実施されていない」という意見があげられました。地域住民の障害理解を促進し、災害時に協力できる体制づくりや、日ごろからの地域との交流が求められます。



▶ 方向性 1 地域の防災対策の充実

事業	取り組み内容
避難行動要支援者* 台帳の整備と活用促進	避難行動要支援者*台帳への登録を促進し、登録者の同意のもと民生委員児童委員協議会、自主防災会、地域包括支援センター、消防署及び警察署等と情報共有を図り、災害時支援の充実を図ります。
当事者参加の防災訓練の実施	市総合防災訓練に障害当事者等の参加を働きかけ、感染症などの二次被害防止を踏まえた避難所体験やヘルプカード*を活用した訓練により、障害者の防災対策を促進します。

▶ 方向性 2 防災・防犯体制の強化

事業	取り組み内容
避難所の福祉的整備	障害福祉事業所等を福祉避難所に指定し、施設担当者と備蓄品等の検討を行うとともに、その他の避難所においても、障害特性に応じた支援や合理的配慮を推進します。
災害時に向けた福祉事業所等の体制整備	災害時の円滑かつ迅速な支援を実施するため、災害被害想定を踏まえた要配慮者利用施設の安全対策や、災害時における地域の事業所間の連携体制を整備します。
緊急時の情報提供体制の整備	ケーブルテレビ、防災行政無線、メール配信サービス等を用いて、災害時の障害者等への情報伝達体制の整備を図ります。
防犯体制の充実	防犯意識の高揚を図るため、広報啓発活動を強化し、防犯教育を充実するとともに、地域の防犯パトロール活動の充実を図ります。また、障害福祉施設の安全体制の確保を図ります。

8 障害理解、権利擁護

【現状・課題】

障害者アンケート調査によると、障害があることで差別や嫌な思いをすることが『ある』（『ある』と『少しある』の合算）が4割強となっており、手帳別で見ると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で『ある』が高くなっています。障害児アンケート調査でも『ある』が約6割となっています。ヒアリング調査によると、障害への理解を促進する取り組みとして、「学校での福祉実践教室や、ボランティア活動、イベント等を通じた交流が行われ、徐々に障害理解が進んでいる」という意見がみられる一方、より多様な形で交流を促進することが求められています。

平成28年に〔障害者差別解消法〕が施行され、障害理解の促進に向けて様々な取り組みが実施されていますが、障害を理由とした差別が起こらないよう引き続き取り組む必要があります。

また、障害者アンケート調査によると、障害への市民の理解を深めるために必要なことは、〔わからない〕を除き、〔学校での障害理解を深める教育〕が最も高く、次いで〔障害のある人の就労・就学などの支援〕となっています。学校や就労の場など、日常的な場面で障害について理解を深めていくことが求められます。

障害者やその家族等から構成される当事者団体は、様々な交流活動や相談等を行う活動主体として機能しています。一方で、ヒアリング調査によると、団体の活動での課題や問題点は、〔新規メンバーの加入が少ない〕が最も高く、次いで〔役員のなり手がいない〕〔メンバーが仕事・家事などで忙しい〕となっています。半分以上の団体で、新規メンバーの加入が少ないことが課題となっており、活動の意義やメリットを周知していくことが必要となっています。

障害者の権利擁護のため、権利擁護や虐待防止についての対策が求められます。障害者アンケート調査によると、成年後見制度について、〔名前を聞いたことがあるが、内容は知らない〕〔名前も内容も知らない〕がそれぞれ3割前後となっています。成年後見制度の将来的な利用については、〔わからない〕が最も高く、次いで〔利用する必要がない〕となっていますが、手帳別で見ると、療育手帳所持者で〔利用したい〕が他と比べて高くなっています。また、障害児アンケートでも、〔利用させたい〕が2割程度みられます。制度の周知と、利用しやすい仕組みづくりが求められます。

▶ 方向性 1 障害理解の促進と差別解消の推進

事業	取り組み内容
福祉教育の推進	小中学校や高校で、福祉実践教室やボランティア体験教室を実施し、児童・生徒の障害理解の促進を図ります。
交流教育・保育の推進	特別支援学級と通常学級や、特別支援学校と居住地校の児童・生徒が、障害の有無に関わらず、交流できる機会の拡充を図ります。
地域における障害理解の促進	社会福祉法人通所者福利厚生支援補助事業や地域福祉推進会議等により、障害を含めた福祉に対する意識啓発や、障害の有無に関わらない交流の促進を図ります。
差別解消、障害理解の促進に関する広報・啓発	〔碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領〕に基づき、市の広報やホームページを通じて、障害者への差別解消や合理的配慮の提供、障害者週間、ヘルプマーク*などについての周知を図ります。
当事者団体、ボランティア、NPO団体等の活動支援	市民活動団体やボランティア団体への活動支援や団体間の交流等を支援します。

▶ 方向性 2 虐待防止・権利擁護の推進

事業	取り組み内容
権利擁護に関する意識啓発	成年後見制度や虐待防止、意思決定支援等をテーマにした講習会等を実施し、市民の権利擁護に関する意識啓発を図ります。
権利擁護に関する支援体制の充実	障害者の虐待防止・権利擁護を図り、関係機関と連携した支援体制及び総合相談体制の充実を図ります。
成年後見制度等の利用促進	意思決定支援が必要な障害者の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適切な利用を支援します。

第5章

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

1 国の基本指針

〔第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画〕は、〔障害者総合支援法〕及び〔児童福祉法〕の規定に基づく〔基本指針〕に即して作成します。

国の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 基本指針（要点）

1 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等*の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 相談支援体制の構築
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障害者等に対する支援
- ④ 協議会の設置等

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

参考：[障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和二年厚生労働省告示第二百十三号）]

2 障害福祉計画の成果目標

[第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画]では、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援事業及び地域生活支援事業等の提供体制の確保等に係る目標を設定することが国の指針において求められています。具体的には、以下の7点について、令和5年度における成果目標を設定することとなっています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者が、希望に応じて自宅やグループホーム等、地域で生活することができるよう、能力や適性に配慮して地域生活への移行支援を進めていく必要があります。

施設入所からの地域生活移行者数を4人、施設入所者削減数を2人と設定します。

区分	実績（令和元年度）	目標（令和5年度）
施設入所者	33人	31人
施設入所からの地域生活移行者数		4人
施設入所者削減数		2人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らしていくためには、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築することが求められます。

精神障害者の地域包括ケアシステム*に関する障害福祉サービスについては、地域移行支援利用者を4人、地域定着支援利用者を2人、共同生活援助利用者を13人、自立生活援助利用者を1人と設定します。また、保健、医療、福祉関係者による協議の場については、地域生活支援部会を位置づけ、次のとおり、年1回の開催とし、関係者属性ごとの参加者数、目標を設定し、この協議の場について地域自立支援協議会にて評価していくこととします。

区分		目標（令和5年度）
精神障害者の地域移行支援の利用者数		4人
精神障害者の地域定着支援の利用者数		2人
精神障害者の共同生活援助の利用者数		13人
精神障害者の自立生活援助の利用者数		1人
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数		年1回
保健、医療（精神科・精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの協議の場への参加者数	保健	1人
	福祉	10人
	介護	1人
	精神科医療	2人
	精神科以外医療	1人
	当事者	1人
	家族等	1人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	協議の場の目標	精神障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実
		個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の推進
		あおみJセンターと連携した、家族懇談会の開催等の支援の充実
	協議の場の評価回数	年1回



(3) 地域生活支援拠点等*が有する機能の充実

地域生活支援拠点等*とは、障害者の重度化・高齢化や“親亡き後”を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えた支援の拠点や支援体制です。

地域生活支援拠点等*は令和元年度をもって、市内で各機能を面的に整備し、1か所設置となりました。今後は市内の障害福祉サービス等事業所から評価を受け、地域生活支援拠点等*が有する機能の充実に向けた検証及び検討を年1回実施することを設定します。

区分	目標（令和5年度）
地域生活支援拠点等*の設置か所数	1か所
地域生活支援拠点等*が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害者雇用促進法の改正により法定雇用率が引き上げられる中、社会参加や自立支援の観点から、障害者の就労支援が重要となっています。就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の希望や能力等に応じて、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めていくことが求められます。

就労移行支援事業等から一般就労への一年間の移行者を8人（就労移行支援事業4人、就労継続支援A型事業3人、就労継続支援B型事業1人）、就労移行支援事業等から一般就労への移行後の移行者のうちの就労定着支援事業の一年間の利用者を6人（令和5年度の障害福祉サービスから一般就労への移行者数の70%以上の人数）、事業利用者のうち一年後における就労定着率が8割を超える事業所の割合を100%と設定します。

区分	実績 （令和元年度）	目標 （令和5年度）
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	5人	8人
就労移行支援事業からの移行者数	3人	4人
就労継続支援A型事業からの移行者数	2人	3人
就労継続支援B型事業からの移行者数	0人	1人
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうちの、就労定着支援事業利用者数	1人	6人※
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数の割合	100%	100%

※令和5年度の障害福祉サービスから一般就労への移行者数が見込みを上回るときは、その70%以上の人数

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用やニーズへの対応を行う相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者は、障害者や家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関や関係機関との連携に努めることが求められます。

基幹相談支援センター*において総合的・専門的な相談支援を実施することとします。また、訪問等による専門的な指導・助言として、困難事例への共同対応や、情報交換会でのケース検討を年3回実施し、愛知県相談支援従事者初任者研修などにおける、基幹相談支援センター*での実習研修の機会などを用いて地域の相談支援事業者の人材育成の支援を年2回、地域の相談機関との連携強化の取り組みとして相談支援事業所情報交換会の実施を年2回と設定します。

区分	目標（令和5年度）
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年3回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年2回
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	年2回



(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し多くの事業者が参入する中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うため、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかを情報収集することが求められます。

都道府県が主催する研修等への参加や市職員の研修への参加を年1回とすることとします。また、障害者自立支援審査支払等システム等の分析結果を活用した共有体制を整備し、実施については、障害福祉サービス等給付費の請求内容審査時に随時各事業所との連携を行うこととして、その回数を年12回と設定します。

区分	目標（令和5年度）
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加	年1回
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数	年12回

(7) 発達障害者等に対する支援

発達障害者の早期発見・早期支援には、発達障害者等の家族等への支援が重要となります。保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレント・トレーニング*やペアレント・プログラム*などの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図ることが求められます。

ペアレント・トレーニング*やペアレント・プログラム*等の支援プログラム等の年間受講者数を8人、ペアレント・メンター*の人数を1人、“ほっとまんま”などの活動に参加するピアサポーター*の人数を11人と設定します。

区分	目標（令和5年度）
ペアレント・トレーニング*やペアレント・プログラム*等の支援プログラム等の年間受講者数	8人
ペアレント・メンター*の人数	1人
ピアサポーター*の人数	11人

3 障害児福祉計画の成果目標

障害児支援の提供体制の整備等

障害児への支援は、専門的な支援の確保や共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図った上で、障害児やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められます。

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター*、保育所等訪問支援を利用できる体制、主に重症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所、主に重症心身障害児*を支援する放課後等デイサービス事業所は市内に確保することとします。また、医療的ケア*児支援のための関係機関の協議の場は、こども部会を位置づけ、引き続き市において設置とします。医療的ケア*児支援のためのコーディネーターは、市内に2人（福祉課及び社協に各1人）配置しているため、引き続き配置状態を確保することとします。

区分	目標（令和5年度）
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター*の設置	市内に確保
保育所等訪問支援を利用できる体制の維持	市内に確保
主に重症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所の確保	市内に確保
主に重症心身障害児*を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	市内に確保
医療的ケア*児支援のための関係機関の協議の場の設置	市において設置の継続
医療的ケア*児支援のためのコーディネーターの配置	市内で2人を維持

。

4 障害福祉サービスの見込量と方針

※令和2年度の実績については、7月時点の状況に基づき記載しています。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

【サービス内容】

日常生活を営むことが困難で支援が必要な障害者等にホームヘルパーを派遣し、入浴や排泄、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	89	90	99	92	93	94
時間	2,103	2,232	2,462	2,477	2,503	2,530
平均時間数	23.6	24.8	24.9	26.9	26.9	26.9

② 重度訪問介護

【サービス内容】

常時介護を要する重度の肢体不自由者等に対して、入浴や排泄、家事援助、その他日常生活上の介護等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に援助します。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	1	0	0	1	1	1
時間	271	0	0	425	425	425
平均時間数	271	0	0	425	425	425

③ 同行援護

【サービス内容】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	8	8	6	8	9	10
時間	49	43	32	56	63	70
平均時間数	6.1	5.4	5.3	7.0	7.0	7.0

④ 行動援護

【サービス内容】

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	0	0	0	1	1	1
時間	0	0	0	7	7	7
平均時間数	0	0	0	7.0	7.0	7.0

⑤ 重度障害者等包括支援

【サービス内容】

常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	0	0	0	1	1	1
時間	0	0	0	425	425	425
平均時間数	0	0	0	425	425	425

現状と課題

サービスの利用者数は、全体的に横ばい傾向となっています。居宅介護については、利用者の多様な障害の特性に対応することが求められます。同行援護や行動援護などについては、専門的な技術の習得等が課題となっています。また、サービス提供中に支援員間での情報交換や従業員教育が可能な通所系サービスと異なり、訪問系サービスにおいては、サービス提供上の課題の把握や事業所ごとの課題解決に向けての従業員教育の機会が乏しいため、研修の実施が困難な状況となっています。

方針

発達障害や精神障害など、対応に知識や経験が必要となる人への支援や、同行援護や行動援護などに要する専門的な技術などに関する研修の検討、実施及び事業所間での情報共有などの技術支援が可能となる体制の整備を図ります。また、障害福祉分野の多様な人材の確保及び就業者数の増加を図るために情報発信の方法や内容を検討します。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【サービス内容】

常時介護を要する障害者等に対して、入浴、排泄、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	175	184	170	192	196	201
日	3,347	3,370	3,416	3,782	3,861	3,960
平均日数	19.1	18.3	20.1	19.7	19.7	19.7

② 自立訓練

【サービス内容】

病院を退院または特別支援学校を卒業した障害者等が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

<自立訓練（機能訓練）>

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	0	0	0	1	1	1
日	0	0	0	23	23	23
平均日数	0	0	0	23.0	23.0	23.0

<自立訓練（生活訓練）>

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	3	1	2	2	3	4
日	62	58	55	78	117	157
平均日数	20.7	58.0	27.5	39.2	39.2	39.2

※自立訓練（生活訓練）には、宿泊型自立訓練も含まれ、利用者数は実人数、利用日数は延べ利用日数で算定
 ※宿泊型自立訓練は、自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している知的障害者または精神障害者に対し、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言及びその他の必要な支援を行うサービスです。

③ 就労移行支援

【サービス内容】

一般就労等が可能と見込まれる障害者等に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行います。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	11	13	17	19	23	28
日	200	231	295	371	449	546
平均日数	18.2	17.8	17.4	19.5	19.5	19.5

④ 就労継続支援

【サービス内容】

通常の事業所での雇用が困難な障害者等に対し、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

<就労継続支援（A型）>

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	44	45	44	53	57	62
日	841	880	867	1,052	1,132	1,231
平均日数	19.1	19.6	19.7	19.9	19.9	19.9

<就労継続支援（B型）>

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	97	108	113	131	144	158
日	1,582	1,809	1,993	2,072	2,278	2,499
平均日数	16.3	16.8	17.6	15.8	15.8	15.8

⑤ 就労定着支援

【サービス内容】

就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者等に対し、就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行います。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1月あたりの利用者数 (人)	3	7	8	10	12	15

⑥ 療養介護

【サービス内容】

医療を要する常時介護が必要な障害者等に対し、医療機関において、機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	10	10	11	12	13	14
日	301	302	328	360	390	420
平均日数	30.1	30.2	29.8	30.0	30.0	30.0

⑦ 短期入所

【サービス内容】

常時介護者が病気等の場合、障害者支援施設等に短期間入所し、入浴、排泄及び食事の介護等を行います。

<短期入所（福祉型）>

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	63	63	28	76	84	92
日	193	191	107	233	257	282
平均日数	3.1	3.0	3.8	3.1	3.1	3.1

<短期入所（医療型）>

【見込量】

（単位：1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数）

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	1	1	1	1	1	1
日	8	9	7	7	7	7
平均日数	8.0	9.0	7.0	7.0	7.0	7.0

現状と課題

サービスの利用者数は、就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護で増加傾向です。

生活介護や短期入所の事業所については、近隣市を含めても十分な事業所数や空き定員がなく、新規の利用開始や緊急時の利用が困難な状況となっています。

自立訓練等の提供する事業所が近隣にほとんどないサービスについては、そのサービス利用が必要であっても、地域で生活していくには、他のサービスを利用せざるを得ない状況となっています。就労移行支援については、事業所は市内に1事業所しかなく、提供できる支援の幅に限りがあります。

特に医療的ケア*を要する障害者等に対する生活介護及び短期入所を提供できる体制が整っていないことが課題となっています。

方針

特別支援学校等の卒業予定者数や卒業後の進路希望を把握するなど、地域で情報を共有し、卒業後の利用サービスの確保を支援します。

自立訓練は、事業開始に必要な条件等の確認把握及び事業の実施を検討する事業者との情報交換を行い、市内での支援体制の確保を進めます。また、就労移行支援及び就労定着支援については、障害者の法定雇用率の上昇も踏まえ、雇用者や雇用支援者を対象とした、障害理解に関する講演、研修等を行い、障害者の就労機会の創出や継続雇用の促進を図ります。

医療的ケア*を要する人や重症心身障害児者*が安心して地域で生活できるよう、事業所での医療行為などの専門性の確保を推進し、地域における受け入れ体制の確保を目指します。

特に生活介護、就労移行支援及び短期入所の事業所については、市内で利用できる定員の拡充に向けた支援を推進します。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

【サービス内容】

施設入所支援や共同生活援助を受けていたまたは医療機関に入院していた障害者等に対し、居宅における自立した生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受けて、相談に応じ、情報提供などの必要な援助を行います。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1月あたりの利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

② 共同生活援助

【サービス内容】

夜間や休日にグループホームにおいて、相談や日常生活上の援助または入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	41	43	45	51	56	61
日	1,135	1,214	1,274	1,414	1,553	1,691
平均日数	27.7	28.2	28.3	27.7	27.7	27.7

③ 施設入所支援

【サービス内容】

在宅での生活が困難な障害者等に対し、障害者支援施設において、夜間や休日に、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談、助言及びその他の必要な日常生活上の支援を行います。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	34	35	33	33	32	31
日	1,022	1,032	992	1,000	970	939
平均日数	30.1	29.5	30.1	30.3	30.3	30.3

現状と課題

サービスの利用者数は、共同生活援助で増加傾向です。

保護者などの介護者の高齢化により“親亡き後”の支援として、単独生活が困難と思われる障害者に対するグループホーム等の居住環境のニーズが高まっています。一方で、事業所においては場所の確保や従業員の不足など、提供体制の整備が進んでいないことが課題としてあげられます。

方針

圏域内の関係機関と連携し、地域生活支援拠点等*の機能の充実や自立生活援助、地域移行支援の推進を図るとともに、居住系サービスの提供体制の整備を図ります。

共同生活援助の受け入れ体制の確保にあたっては、障害者等のニーズや事業所が求める支援を把握し、地域で情報共有を進めるとともに、市と事業所間で連携して検討を進め、市内で利用できる定員の拡充に向けた支援を推進します。

障害に対する理解や関わり方などの研修について、事業所単独では行えない場合は基幹相談支援センター*や市で行い、事業所の負担を減らしつつ、支援員の質を確保するための必要な施策を検討します。



(4) 相談支援

① 計画相談支援

【サービス内容】

障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行いサービス等利用計画を作成するとともに、サービス等の利用状況を検証し計画の見直しを行います。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1月あたりの利用人数 (人)	53	53	56	70	80	91

② 地域移行支援

【サービス内容】

障害者支援施設等に入所しているまたは医療機関に入院している障害者等に対し、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1月あたりの利用者数 (人)	1	1	0	2	3	4

③ 地域定着支援

【サービス内容】

障害者支援施設等を退所、医療機関を退院または家族等の同居から一人暮らしに移行した障害者等であって、地域生活が不安定な障害者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1月あたりの利用者数 (人)	0	0	0	1	1	2

現状と課題

計画相談支援の利用者が増加していますが、相談支援専門員の人数が確保できていません。加えて、地域での包括的な支援が必要とされ、各機関において提供されるサービスの調整も相談支援事業所に求められており、相談支援専門員の質及び人数を確保し、需要に応える相談支援の提供体制の整備が求められています。

地域移行支援及び地域定着支援については、対象となり得る長期入院者の定期的な状況の把握が病院外の関係機関においては困難であることや、医療機関においては、地域における福祉施策の体制状況の把握が困難であることなどから、サービスの提供実績がないのが課題となっています。

方針

障害福祉分野の人材を確保するため、相談支援専門員の仕事について幅広く情報を発信します。また、地域における包括的な支援を行うために関係機関間の連携及び支援を強化することで、相談支援専門員の負担軽減を図ります。

医療機関と相談支援事業所との連携を図り、地域移行支援及び地域定着支援の対象者の把握や地域移行後に継続的な相談支援の実施と医療機関との情報共有をすることで、長期入院者の地域移行の推進を図ります。



5 障害児通所支援事業等の見込量と方針

※令和2年度の実績については、7月時点の状況に基づき記載しています。

(1) 児童発達支援

【サービス内容】

未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

<児童発達支援>

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	77	61	69	110	147	197
日	320	369	365	660	882	1,182
平均日数	4.2	6.0	5.3	6.0	6.0	6.0

<医療型児童発達支援>

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	0	0	0	1	1	1
日	0	0	0	10	10	10
平均日数	0	0	0	10.0	10.0	10.0

(2) 放課後等デイサービス

【サービス内容】

就学中の障害児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	158	156	151	172	181	190
日	1,065	1,199	1,207	1,515	1,591	1,670
平均日数	6.7	7.7	8.0	8.8	8.8	8.8

(3) 保育所等訪問支援

【サービス内容】

保育所等に通う障害児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	56	73	83	88	97	107
日	56	73	83	88	97	107
平均日数	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

(4) 居宅訪問型児童発達支援

【サービス内容】

障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障害児に対し、発達支援が提供できるよう障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	0	2	2	4	5	6
日	0	9	9	20	25	30
平均日数	0	4.5	4.5	5.0	5.0	5.0

(5) 障害児相談支援

【サービス内容】

障害児通所支援事業等を利用するすべての障害児に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス等の利用状況を検証し計画の見直しを行います。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1月あたりの利用者数 (人)	29	27	27	40	49	60

(6) 医療的ケア*児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【サービス内容】

医療的ケア*児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
配置人数	2	2	2	2	2	2

(7) 子ども・子育て支援事業

【サービス内容】

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう保育所及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れの体制整備を行います。

【見込量】

(単位:1年あたりの利用者数)

区分*	実績量			見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所 (人)	99	98	111	111	111	111
幼稚園 (人)	62	59	62	62	62	62
認定こども園 (人)	0	17	12	15	15	15
放課後児童健全育成事業(人) (放課後児童クラブ)	69	94	63	82	82	82
にじの学園 (人)	26	24	12	25	25	25
合計	256	292	260	295	295	295

※にじの学園以外は、加配対象の利用者数

現状と課題

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用は年々増加しています。各サービス提供事業所の増加に伴い、各事業所にて行われる支援内容が多様化し、各サービスの調整を図る相談支援専門員の需要が高まっており、計画相談支援と同様に支援体制の整備が課題となっています。

放課後等デイサービスについては、児童の育成について保護者が事業所に頼りきりになってしまうケースもあります。

また、医療的ケア*を必要とする障害児に対するサービスは乏しく、医療的ケア*児の受け入れを主とする児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所が市内にないことや、圏域においても限られていることが課題となっています。

方針

各事業所が提供するサービス内容を把握し、事業内容の適正さを確認するとともに各障害児の支援に適したサービス利用に適切かつ、円滑につなげられるよう各事業所や障害児相談支援事業所と情報連携します。

保護者が子どもの特徴を早期に理解し、適切な関わり方を学ぶことで、放課後等デイサービスなどの事業所に頼りきりになることなく、将来の健全な生活につなげるため、巡回支援専門員の整備事業の中で行われている相談体制を推進していきます。また、にじの学園を含め、支援体制の構築を進めます。

医療的ケア*児については、地域での生活における支援環境を整備するため、市内の実態把握を踏まえた整備方針等の協議を進め、コーディネーターを配置し個別の対応を含めた支援の充実に図ります。

重症心身障害児*や医療的ケア*児の受け入れができる児童発達支援や放課後等デイサービスについては、市内でも利用できるよう、事業所利用定員の拡充に向けた支援を推進します。



6 地域生活支援事業・補装具の見込量と方針

※令和2年度の実績については、7月時点の状況に基づき記載しています。

(1) 理解促進研修・啓発事業

【サービス内容】

地域社会の住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修、啓発事業を実施します。具体的には、障害福祉サービス事業所の通所者が日頃の成果発表及び地域交流できる場を創出する事業所に対する補助及びヘルプマーク*・ヘルプカード*配布事業を実施しています。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
か所	2	2	2	2	2	2

(2) 自発的活動支援事業

【サービス内容】

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族による地域での自発的な活動を支援します。具体的には精神障害者の居場所提供事業の実施及び障害者等の保護者によるピアサポート事業を実施します。本市では、“ほっとまんま”のピアサポート*活動支援事業及び精神障害者等の居場所支援事業である“ころころ”を実施しています。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
か所	2	2	2	2	2	2

(3) 相談支援事業

【サービス内容】

障害者等やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う障害者相談支援事業、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター*を設置し、適切かつ円滑に実施されるよう、専門的知識を有する職員の配置をするなどの強化事業を、碧南市社会福祉協議会に委託し、実施しています。また、地域の実情に応じた障害者等への支援体制の整備についての協議の場として地域自立支援協議会を設置しています。

【見込量】

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業 (か所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター*等 機能強化事業(か所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター* (か所)	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会 (か所)	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業 (実施有無)	無	無	無	無	無	無

※住宅入居等支援事業(居住サポート事業)…賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援するもので、障害者相談支援事業等で個別に対応しているため、単独実施としては無とする。

(4) 成年後見制度利用支援事業

【サービス内容】

身寄りのない重度の知的障害者または精神障害者に対する成年後見制度の申立手続の実施や成年後見制度の利用に経済的な支援が必要な障害者に対する登記手数料等の経費及び後見人等の報酬の助成を行います。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年あたりの利用者数 (人)	1	1	1	3	4	6

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【サービス内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援し、障害者の権利擁護を図っていきます。具体的には、碧南市成年後見支援センターの運営を支援します。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
か所	1	1	1	1	1	1

(6) コミュニケーション支援事業

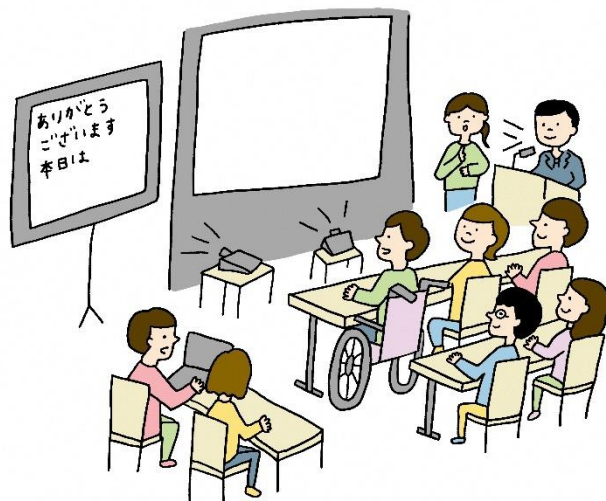
【サービス内容】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人を支援します。具体的には、毎週金曜日14時から17時まで福祉課窓口到手話通訳者を設置し、市役所本庁舎内にて手話通訳をするとともに、手話通訳または要約筆記が必要な場合は手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

【見込量】

(単位:1月あたりの実利用者数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳設置事業(人)	7	9	7	11	12	13
手話通訳者派遣事業(人)	7	4	3	8	11	15
要約筆記者派遣事業(人)	0	0	0	1	1	1



(7) 日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

障害者等に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付に係る費用の一部を支給します。

【見込量】

(単位:1年あたりの件数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護・訓練支援用具 (件)	4	8	4	12	14	17
②自立生活支援用具 (件)	6	10	4	12	13	14
③在宅療養等支援用具 (件)	12	9	6	12	14	16
④情報・意思疎通支援用具 (件)	6	5	5	8	10	10
⑤排泄管理支援用具 (件)	972	1,031	※1,054	1,137	1,194	1,254
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)(件)	3	2	4	3	3	3

※令和2年9月末時点の状況に基づき算出した推計値です。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【サービス内容】

手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得できる研修を実施し、意思疎通を図ることに支障のある障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、碧南市心身障害者福祉センターにて講座を開催し、手話奉仕員を養成します。

【見込量】

1年あたりの参加者数 (人)	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7	14	16	18	20	22

(9) 移動支援事業

【サービス内容】

屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動等での外出を支援します。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ時間)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	102	101	65	103	104	105
時間	784	842	734	859	867	875

(10) 地域活動支援センター事業

【サービス内容】

障害者等の創作的活動や生産活動の機会の確保、社会との交流の促進等を支援します。本市には、あおみJセンター（碧南高浜地域活動支援センター）が設置されており、その他利用協定を締結している近隣他市の地域活動支援センターを利用している人もいます。

【見込量】

(単位:1年あたりの利用者数、か所数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	15	15	15	16	16	16
か所	1	1	1	1	1	1

(11) 訪問入浴サービス事業

【サービス内容】

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により入浴サービスを提供します。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	4	5	5	7	8	9
日	24	24	41	49	56	63

(12) 生活訓練等事業

【サービス内容】

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練や指導等を実施するため、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士による講習や個別訪問を行う機能訓練教室を碧南市心身障害者福祉センターにて開催します。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年あたりの利用者数 (人)	7	6	6	6	6	6

(13) 日中一時支援事業

【サービス内容】

障害者支援施設などで障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。

【見込量】

(単位:1月あたりの利用者数、1月あたりの延べ日数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	192	153	58	171	181	191
日	248	234	108	352	372	393

(14) 巡回支援専門員整備事業

【サービス内容】

保育所や学校等に巡回支援等を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制整備を進め、発達障害児等の福祉の向上を図ります。具体的には、巡回支援専門員等による施設等の巡回支援、支援者向けの講習会、保護者向けの講習会や発達相談を実施します。

【見込量】

(単位:1年あたりの実施回数)

区分	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回支援(回)	83	119	45	100	100	100
支援者向け講習会(回)	5	8	2	7	7	7
保護者向け講習会(回)	5	8	2	8	8	8
発達相談(回)	87	91	40	90	90	90

(15) レクリエーション等活動等支援事業

【サービス内容】

障害者スポーツの普及、レクリエーションを通じて障害者等の社会参加の促進を図るため、碧南市心身障害者福祉センターにて各種教室を開催します。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年あたりの利用者数 (人)	110	120	122	124	126	128

(16) 芸術文化活動振興事業

【サービス内容】

障害者等の芸術文化活動を振興し、社会参加の促進を図るため、碧南市心身障害者福祉センターにて各種教室を開催します。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年あたりの利用者数 (人)	88	73	67	73	73	73

(17) 声の広報発行事業

【サービス内容】

文字による情報入手が困難な障害者に対し、広報へきなをテープに録音し、配布します。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年あたりの利用者数 (人)	10	7	7	7	7	7

(18) 奉仕員養成研修事業

【サービス内容】

点訳に必要な技術を習得した点訳奉仕員を養成するための講座を碧南市心身障害者福祉センターにて開催します。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年あたりの利用者数 (人)	12	8	7	8	8	8

(19) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進事業

【サービス内容】

碧南市単独での事業実施が困難な手話通訳者養成講座を、平成28年度から碧南市と高浜市で共同実施により開催しています。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年あたりの利用者数 (人)	9	7	3	7	7	7

(20) 補装具費給付事業

【サービス内容】

障害者等の身体機能を補うように製作された補装具の交付等に係る費用の一部を給付します。

【見込量】

	実績量			見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年あたりの件数 (件)	83	110	※100	124	126	128

※令和2年9月末時点の状況に基づき算出した推計値です。

現状と課題

日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具、手話奉仕員養成研修事業、訪問入浴サービス事業、レクリエーション等活動等支援事業は、利用者数や利用件数が増加しています。

各種教室等の開催を行っている間接補助事業などについては、継続的な実施となっており、現状のサービスについては、各連絡会議や運営委員会などでの全体審議の場においてしか内容の見直しを図る機会が設けられておらず、新たな団体における事業展開についても予定がありません。

成年後見制度利用支援事業や日常生活用具の一部の品目、手話通訳者派遣事業などについては、利用を必要とする障害者等の特定が難しいものの、手帳の障害種別や年齢別の所持者数を踏まえると、利用実績は低調となっており、制度自体の周知不足から利用に至っていないことも想定されます。

児童の育成に関しては、家庭での支援や保育所等の支援者からの支援について、障害児通所支援事業等の利用のみでは補いきれないという課題があります。

方針

継続的な実施となっている事業については、関係機関や実際の利用者をはじめ広くアンケートを実施するなど事業運営についての需要を把握し、利用者の増加や、事業内容の適正化などを推進して、情報発信等に努めます。

成年後見制度利用支援事業の利用に至っていない障害者が適切に制度を利用できるよう、市広報やインターネットを活用した広報活動や、碧南市成年後見支援センターなどの関係機関との連携、障害福祉サービス事業所や障害福祉関係団体への制度説明など、情報収集できる機会を増やす方策を検討します。

児童の育成に関しては、巡回支援等を実施し、支援者の専門的な技術を向上させるとともに支援者向け講習会を実施する等支援者全体の技術の底上げを目指していきます。また、保護者向けの講習会や相談の充実も図ります。

第6章

計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画が障害者やその家族にとって意義のあるものとなるよう、施策の推進に当たっては当事者の視点に立ち、支援等を行います。

また、様々な障害福祉施策を総合的に推進できるよう、庁内の関係各課や、地域、当事者団体、事業所等の関係機関と連携し、事業を展開します。専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合は、近隣自治体や県との情報交換及び連携を行い、対応を図ります。

さらに、各施策を円滑に進めていくには市民や地域の障害に対する適切な理解が不可欠であるため、広報へきなんやホームページをはじめ、多様な手段で広報・啓発を行います。

2 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、“PDCAサイクル”（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act））に基づき、進捗管理を行います。本計画の成果目標について、毎年度実績を把握し、福祉施策や関連施策の動きも含めて中間評価、分析を行います。その結果に基づき、必要に応じて本計画の変更や事業の見直しを行うこととします。

なお、本計画の達成状況の点検及び評価については、地域自立支援協議会が中心となり、役割を担います。

資料編

1 令和2年度碧南市地域自立支援協議会 委員名簿

	役職名	委員氏名	団体名	
1	会長	山田 正教	碧南市社会福祉協議会	
2	職務代理	牧野 昭彦	碧南市手をつなぐ育成会	
3	委員	青木 聖久	日本福祉大学教授	
4	委員	鈴木 たか子	碧南市身体障害者福祉協会	
5	委員	三田 恒夫	碧南市民生委員児童委員協議会	
6	委員	水野 啓章	NPO法人ハートフルあおみ(あおみJセンター所長)	
7	委員	斎藤 健一	令和2年9月30日まで	刈谷公共職業安定所 碧南出張所
		長坂 雅也	令和2年10月1日から	
8	委員	橋本 靖	愛知県衣浦東部保健所	
9	委員	畠山 節史	愛知県刈谷児童相談センター	
10	委員	安藤 嘉朗	愛知県立安城特別支援学校	
11	委員	鋤田 素羽	愛知県立ひいらぎ特別支援学校	
12	委員	鈴木 裕	碧南市小中学校校長会	
13	委員	鈴木 由記	親子の会「カラフル」	
14	委員	永井 美幸	身体に障害のある子の親子の会「すまいる」	
15	委員	杉浦 有美	ほっとまんまピアサポーター	
16	委員	山本 直仁	碧南商工会議所	
17	委員	神谷 昌明	令和2年7月26日まで	碧南市農業委員会
		藤浦 利吉	令和2年7月27日から	
18	委員	杉浦 信秀	スギ製菓株式会社	
19	委員	加藤 正昭	西三河南部西障害者就業・生活支援センターくるくる	
20	委員	水野 美香	刈谷病院	
21	委員	雲出 佑	ふれあい工房アルゴ、WHJ相談支援センターメビア	
22	委員	河野 大輔	就労センターオアシス碧南	
23	委員	竹内 涼	碧南ふれあい作業所	
24	委員	小幡 一美	りはくる	
	圏域アドバイザー	大南 友幸	子どもと福祉の相談センター ひかりのかけ橋	

2 碧南市地域自立支援協議会設置規程

平成19年7月2日
碧南市公告第131号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、碧南市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害者の就労支援に関すること。
- (5) その他障害者施策の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 協議会に困難事例、就労支援等について具体的な検討を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、協議会の委員及び委員の属する団体の担当者をもって構成する。

3 作業部会は、必要に応じて、会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

3 へきなん障害者ハーモニープラン策定の経緯

実施日	内容
令和2年5月22日（金）から 令和2年6月4日（木）まで	障害者アンケート調査
令和2年6月12日（金）から 令和2年6月30日（火）まで	ヒアリング調査
令和2年6月30日（火）	第1回碧南市地域自立支援協議会
令和2年9月9日（水）	第2回碧南市地域自立支援協議会
令和2年10月27日（火）	第3回碧南市地域自立支援協議会
令和2年12月10日（木）	福祉健康部会（市議会）報告
令和3年1月4日（月）から 令和3年2月3日（水）まで	パブリックコメント*募集
令和3年2月26日（金）	第4回碧南市地域自立支援協議会

4 用語解説

あ行

ICF 情報把握・共有システム	ICF（国際生活機能分類）とは、“人間が生きることの全体像”を表現するために、WHO（世界保健機構）が平成13年に採択した人間の生活モデル。ICF 情報把握・共有システムとは、支援者が子どもの発達を支援するための情報（手がかり）を収集・共有し、子どもの状況を理解し、よりよい支援をつくりあげていくためのシステム。
医療的ケア	学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為のこと。
インクルーシブ教育	障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み。障害者が教育制度一般から排除されないこと、生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な“合理的配慮”が提供される等が必要とされている。
SDGs (エスディーゼズ)	平成27年の国連サミットで採択された【持続可能な開発のための2030アジェンダ】にて記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17のゴール、169のターゲット、232の指標が定められ、地球上の誰一人取り残さないことを目指す。

か行

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行う。
------------	--

さ行

サピエ図書館	全国の公共図書館や視覚障害者情報提供施設などが所蔵する点字図書や録音資料を検索・ダウンロードできるサービス。
児童発達支援センター	児童発達支援を行う事業所のうち、一定の基準を満たす事業所に対し認可されるもの。障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能や、地域における中核的機能を持つ障害児の支援施設として位置づけられ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが求められる。
重症心身障害児（者）	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害児（者）。

住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する人、その他住宅の確保に特に配慮を要する人のこと。
障害者就業・生活支援センター	障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関。国と都道府県から事業を委託された法人が運営し、一般企業で働きたい障害者等や、障害者の雇用に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとしている企業への相談・支援を行う。

た行

地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や“親亡き後”を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備えた支援の拠点や支援体制。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいが一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組みのこと。
特別支援教育コーディネーター	特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援や指導を行うため、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役を担う人材。

は行

パブリックコメント	市の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表し、市民等から意見や情報などを募集するもの。
ピアカウンセリング	ピアとは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちのこと。ピアカウンセリングとは、障害者やその家族などの仲間同士が集まり、対等な立場でお互いの気持ちと時間を共有し、相談にのること。
ピアサポーター	障害者やその家族などが、自らの立場や経験を活かし、同じ境遇にいる障害者その家族の仲間（ピア）のために支援やサービスを提供する人。
ピアサポート	同じような立場や境遇、経験等をもつ人同士（ピア）の支え合い。障害領域においては、障害者やその家族などが、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして、仲間として支え合うこと。
避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人）のうち、災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を要する人。

ペアレント・トレーニング	保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進を目指す、家族支援のアプローチの一つ。
ペアレント・プログラム	子どもや自分自身について“行動”で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。[行動で考える]、[(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する]、[孤立している保護者が仲間を見つける]という3つの目標に向けて取り組む。
ペアレント・メンター	メンターとは、[信頼のおける仲間]を表す。発達障害等の子どもを育てた保護者が、一定の研修を受け、その育児経験を活かし、同じ親の立場から同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブックづくり、情報提供等を行う。
へきなん健康づくり21プラン	[健康増進法]に基づく[市町村健康増進計画]。健康寿命の延伸と生活の質の向上を実現することを目的に、健康づくりに関する施策を示している。
碧南市高齢者ほっとプラン	[老人福祉法]に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める[市町村老人福祉計画(高齢者福祉計画)]と、[介護保険法]に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定した計画。
碧南市子ども・子育て支援事業計画	[子ども・子育て支援法]に基づく[市町村子ども・子育て支援事業計画]。教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、[子ども・子育て支援法]に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めている。
へきなん自殺対策計画	[自殺対策基本法]に基づく[市町村自殺対策計画]。市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すための施策を示している。
碧南市総合計画	市の最上位計画であり、めざすまちの姿、まちづくりの目標、まちづくり戦略、分野別の基本施策を示している。
へきなん地域福祉ハッピープラン	[社会福祉法]に基づき、地域福祉を推進していくための“理念”や“仕組み”を定めた、地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示す[市町村地域福祉計画]と、社会福祉協議会が呼びかけて住民や地域の活動者、事業所等と協働して、地域福祉の推進を目的に民間の活動・行動計画を定めた[地域福祉活動計画]を一体的に策定した計画。
ヘルプカード	自身の状況等を記載し、緊急時や災害時などに見せることで、必要な支援や困りごとを自ら伝えることが苦手な障害者などが周囲の人に助けを求めやすくするために使うカード。
ヘルプマーク	障害があることなどが外見からは分からない人が身に着けることで、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができるマーク。

へきなん障害者ハーモニープラン

第3期碧南市障害者計画

第6期碧南市障害福祉計画

第2期碧南市障害児福祉計画

発行：碧南市福祉こども部福祉課

〒447-8601 愛知県碧南市松本町28番地

TEL：0566-95-9884(直通)

FAX：0566-48-2940

Web：<https://www.city.hekinan.lg.jp/>

